

第3期栄区地域福祉保健計画

さかえ・つながるプラン

計画編 素案
(平成 28 年度～32 年度)

栄 区 役 所
栄区社会福祉協議会

第4章 「さかえ・つながるプラン（地域福祉保健計画）」とは . . .

第5章 策定の経過

- 1 第3期計画策定のプロセス
- 2 第2期計画の振り返り
- 3 用語解説集
- 4 委員名簿

はじめに

「栄区地域福祉保健計画」は、地域の福祉保健課題の解決を図っていくことで、誰もが身近な地域で安心して暮らしていくことができる地域づくりに向けて、「みんながつながる栄区」を目指す計画です。

私たちの栄区は豊かな緑と親しみやすい水辺に恵まれ、鎌倉へとつながる旧街道が通る歴史があるまちです。そして、これらの自然や文化は、古くからこの地域に暮らす人々に憩いや豊かさを与えてくれています。

一方、核家族化、隣近所の関係の希薄化などにより、子育てに悩む母親の孤立、高齢者の孤立死、児童・高齢者及び障害者に対する虐待、心に悩みを抱えた末の自殺など、生活を脅かす新たな社会問題の増加は栄区でも例外ではありません。

第1期、第2期の「栄区地域福祉保健計画」では、「担い手の発掘・育成」「情報の受発信」「健康・生きがいづくり」「交流の場づくり」「生活環境の向上」「高齢者・障害者等支援」「次世代育成・支援」の7つの基本方針に沿って取り組んできました。これらの取組によって、サロンなどの交流・集いの場づくりや継続的な健康づくり・介護予防の取組など、身近な地域での活動が充実してきています。

第3期の「栄区地域福祉保健計画」は、これまでの福祉保健に関係する団体や組織による活動から、自治会町内会を中心とする活動も地域活動の一環として位置づけ、地域の福祉保健課題を区民総参加によって解決していくことを目指します。

第1章 計画の背景

1 栄区の現状と地域福祉の課題

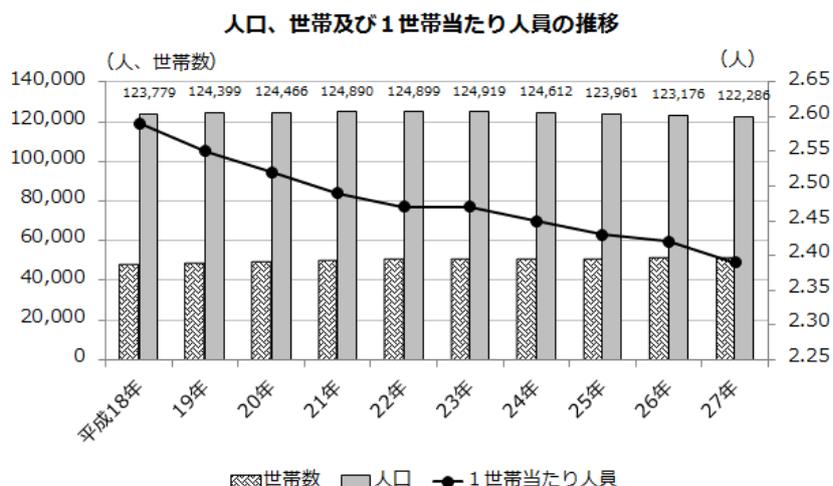
(1) 人口の減少

栄区の人口は、昭和30年代後半から50年代前半にかけて、丘陵部の宅地開発によって急増しましたが、昭和60年代以降は微増、平成10年代に入ると横ばいが続く、平成27年1月1日現在の人口は122,286人となっています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たり人員は減少しています。

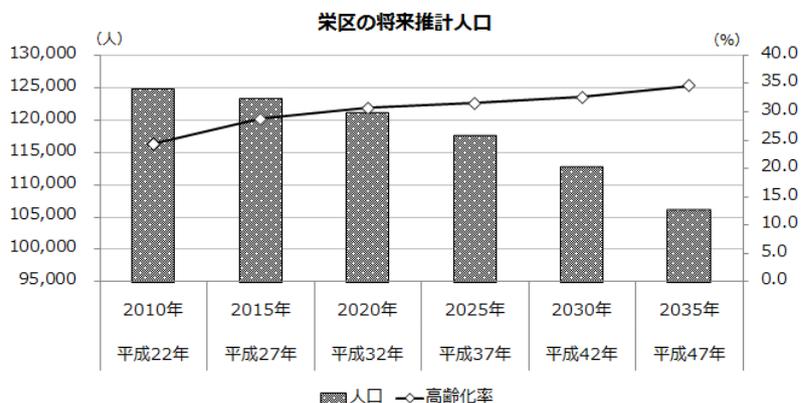
今後もこの傾向が続き、平成37年には117,700人、平成47年には106,200人まで減少すると予測されます。

年齢区別の人口推移では、65歳以上人口(高齢人口)の増加、15～64歳人口(生産年齢人口)の減少、15歳未満人口(年少人口)の減少が進んでいます。現在約4人に一人が高齢者ですが、10年後には3人に一人が高齢者となると予測されています。

これらの人口の動向は、高齢化の進展、少子化の進展、核家族化、一人暮らし世帯の増加をもたらし、日常的な地域生活に大きな影響を及ぼします。



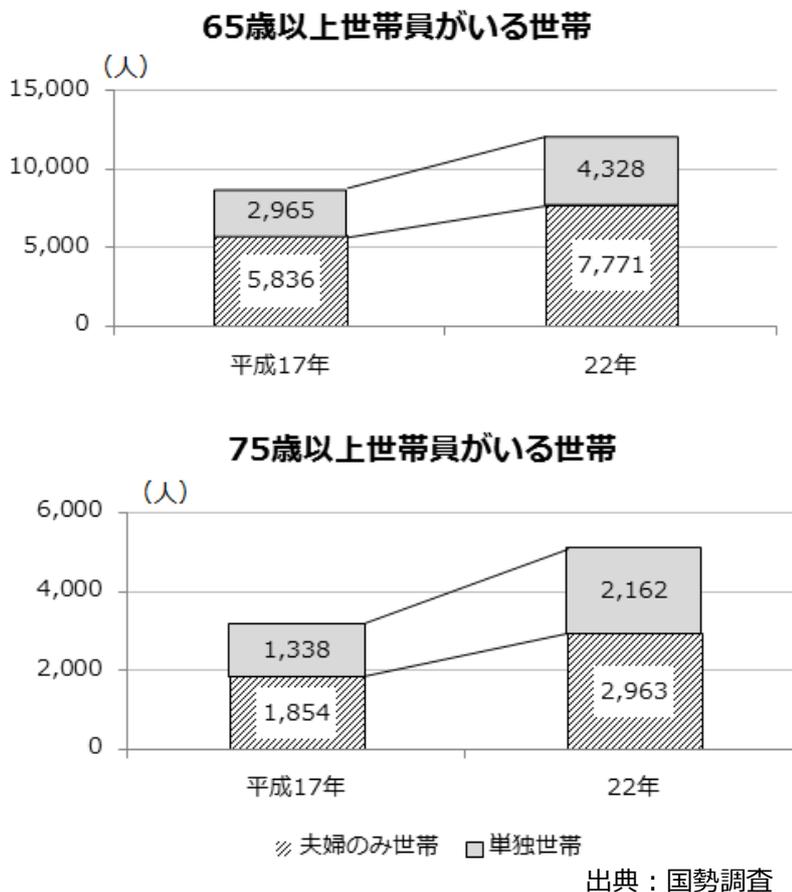
出典：横浜市人口ニュース（各年1月1日現在）



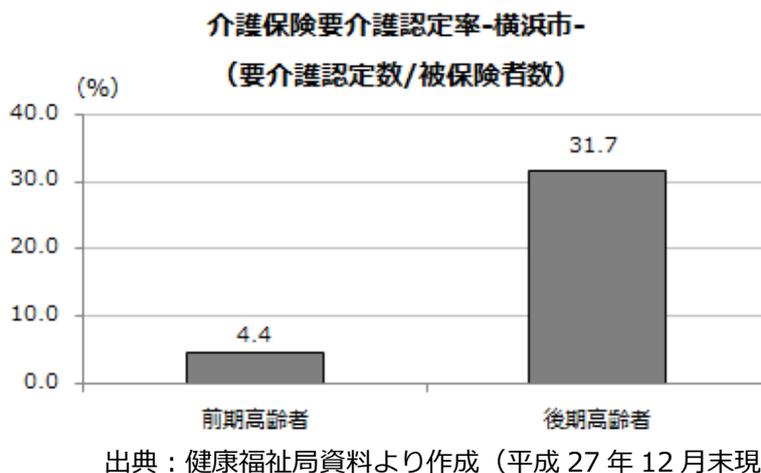
出典：将来人口推計

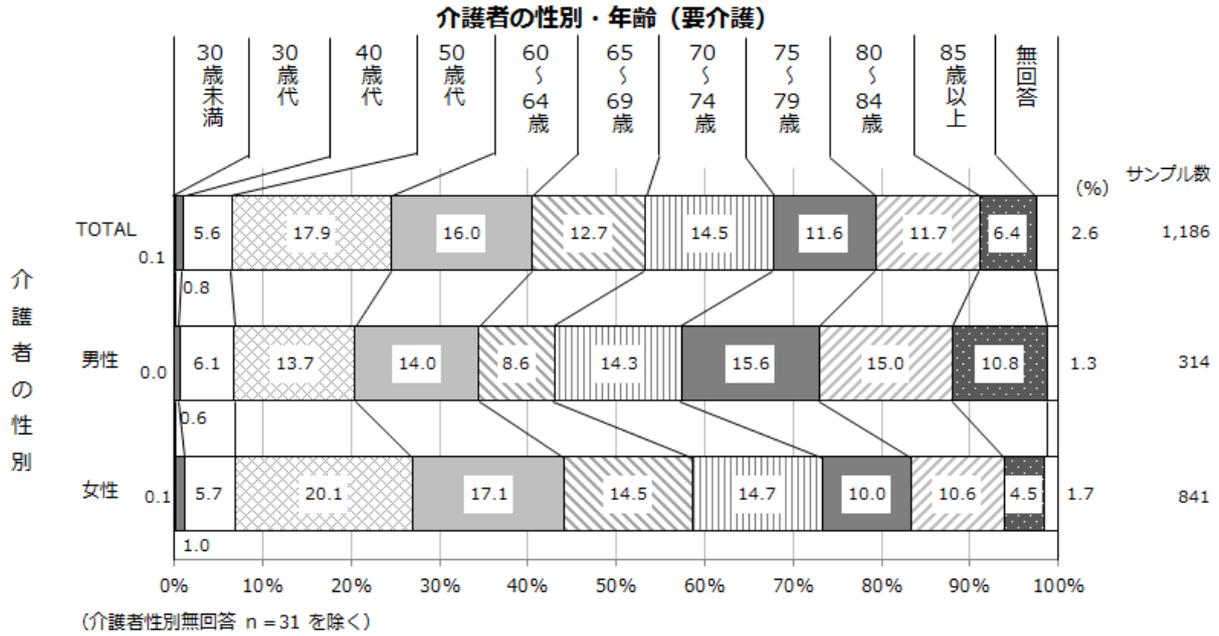
(2) 進む高齢化

平成17年から22年の5年間に、65歳以上世帯員のいる夫婦のみ世帯、高齢単独世帯が増えています。75歳以上の高齢者がいる世帯では、75歳以上の夫婦のみ世帯、単独世帯ともに5年間で1.6倍になっています。



高齢化が進むと、要介護者も増加します。要介護認定率は、前期高齢者では4.4%ですが、後期高齢者になると31.7%となり、今後、後期高齢者が急増する栄区では、要介護者の急増が予測されます。

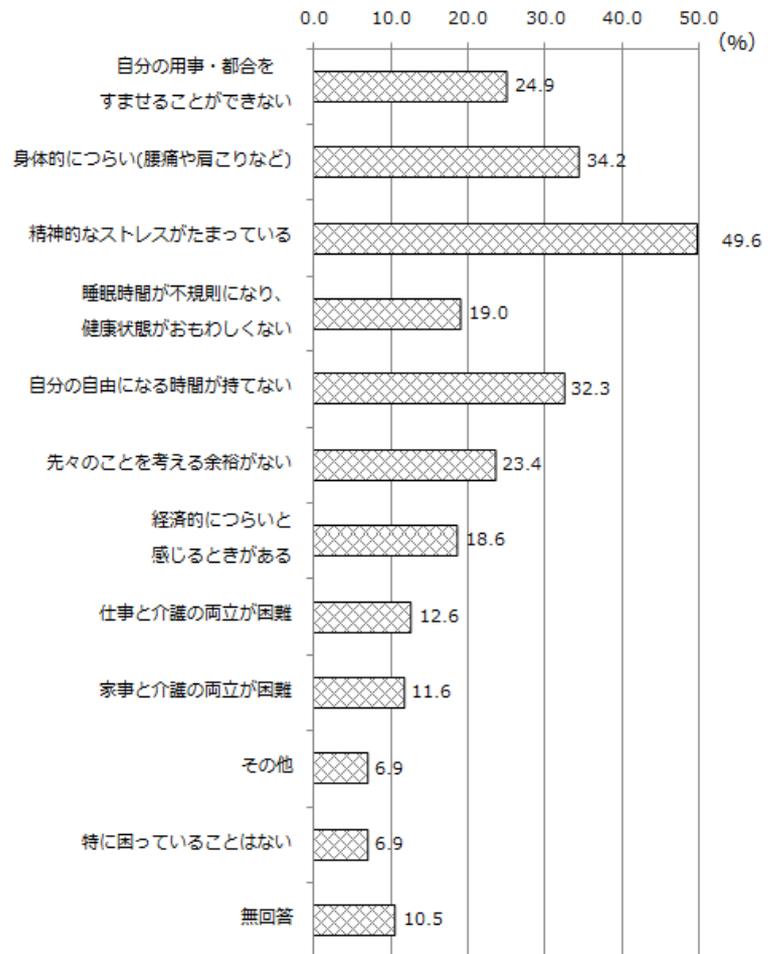




介護者の負担（要介護）
n=1,186

在宅における介護者の性別では、女性の割合が約7割と高く、年齢は65歳以上の方が約6割となっています。介護者が負担に思う内容では、「精神的なストレスがたまっている」が約半数を占めるほか、「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」、「自分の自由になる時間が持てない」が、それぞれ3割以上を占めています。

このように、要介護の現場では、老老介護、女性への負担が大きいという実態があり、介護負担の軽減が大きな課題です。

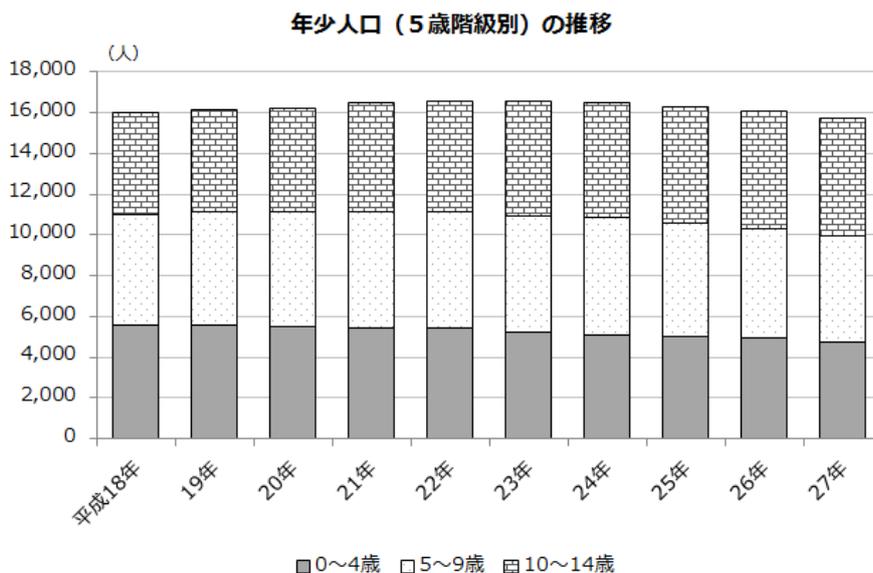


出典：横浜市高齢者実態調査報告書（平成26年3月）

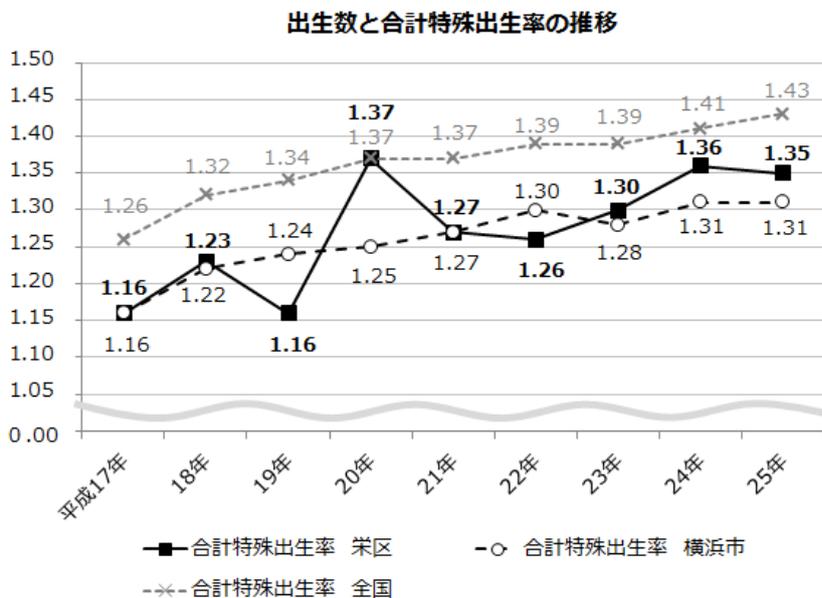
(3) 進む少子化

年少人口は、平成22年をピークに減少し、特に0～4歳人口は8年連続で減少しています。少子化の要因は様々ですが、栄区では出産年齢人口が減少し、合計特殊出生率が1.35と低位にあることも大きな要因と考えられます。

少子化の進行は、共働き世帯の増加と相まって、養育者の地域での孤立や育児不安の増加をもたらし、子どもにとっては同世代との交流の機会が少なくなるという問題にもつながります。今後、少子化はさらに進むと考えられ、安心して子育てができる環境の整備が課題になります。



出典：横浜市の人口動態（各年1月1日現在）

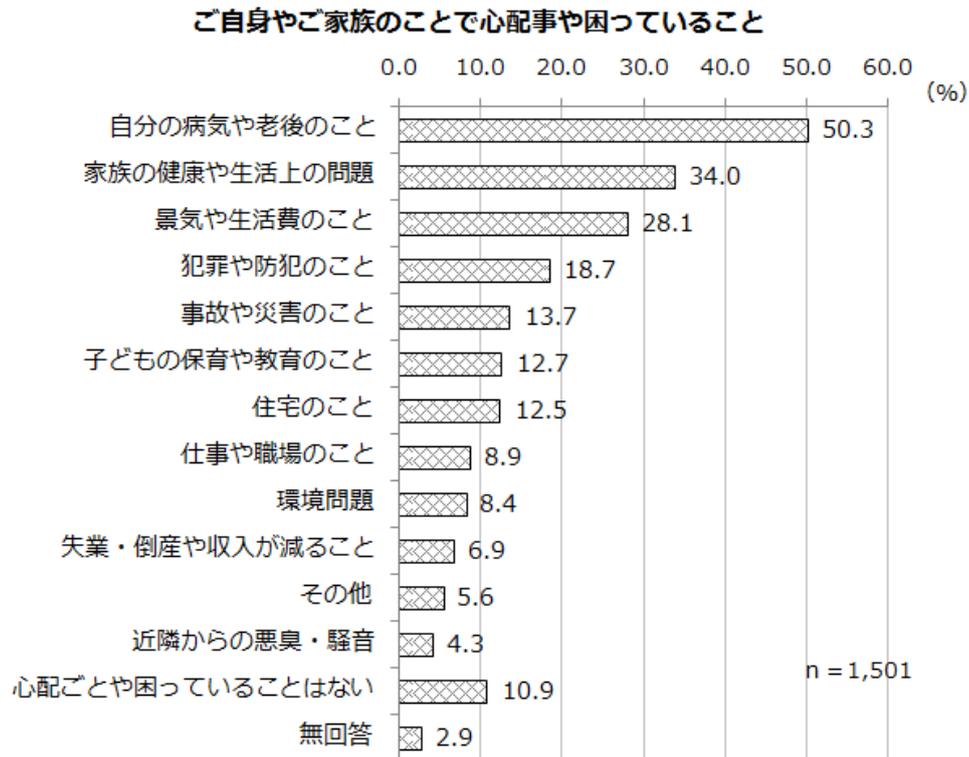


出典：横浜市統計書

(4) 「健康」の維持増進への取組の必要性

平成 27 年度に実施した栄区区民意識調査では、心配ごとや困っていることはないとする人は 1 割で、ほとんどの人が何かしらの心配ごとや困っていることがあると回答しています。

心配ごとや困っていることの上位は「自分の病気、老後」「家族の健康や生活上のこと」など「健康」に関わる項目が上位を占めています。高齢化の進む栄区では、一人ひとりの取組により自立した期間を伸ばすよう、高齢期になる前から継続した取組を進めていくことが重要となっています。



出典：平成 27 年度栄区区民意識調査

(5) 障害者支援の取組

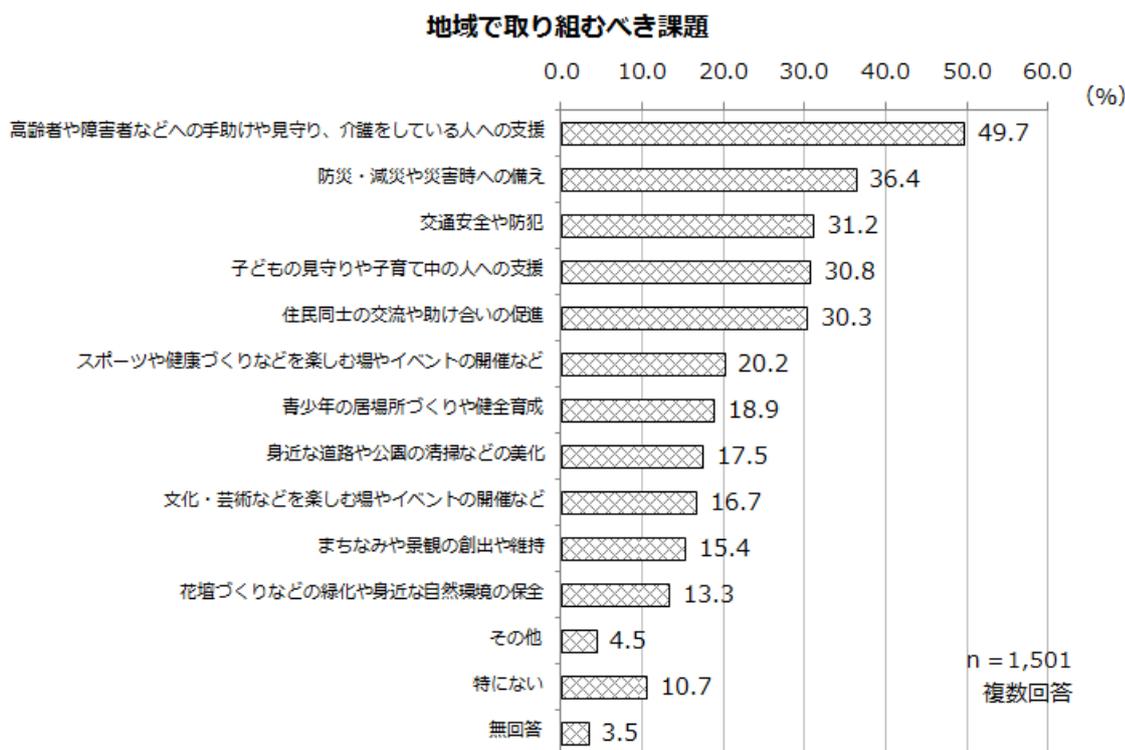
日本で初めての通所による重症心身障害者の施設「朋」が栄区に開設され、障害への理解は進みつつあります。

平成 27 年度に実施した栄区区民意識調査では、「あなたのお住まいの地域で、取り組むべき課題にはどのようなものがあると思いますか」の設問では、「高齢者や障害者などへの手助けや見守り、介護をしている人への支援」が 49.7%と最も多くなっています。障害児・者の地域生活を支えるには、障害をその人の個性としてとらえ理解することが大切です。障害の理解に向けて、地域での交流、見守り、支えあいをさらに進めていくことが課題となっています。

(6) 災害時要援護者支援の取組

平成 27 年度の栄区区民意識調査では「地域で取り組むべき課題」について、「防災・減災や災害時への備え」は 36.4%と上位に位置しています。

阪神淡路大震災や東日本大震災では、近所同士の声のかえあいや顔見知りの関係など、日頃のお付き合いが災害時の助け合いに活かされたと報告されています。災害時に地域がどう対応できるのか、何をしなければならないのかを考えていくことは、今後も地域にとって大きな課題と考えます。

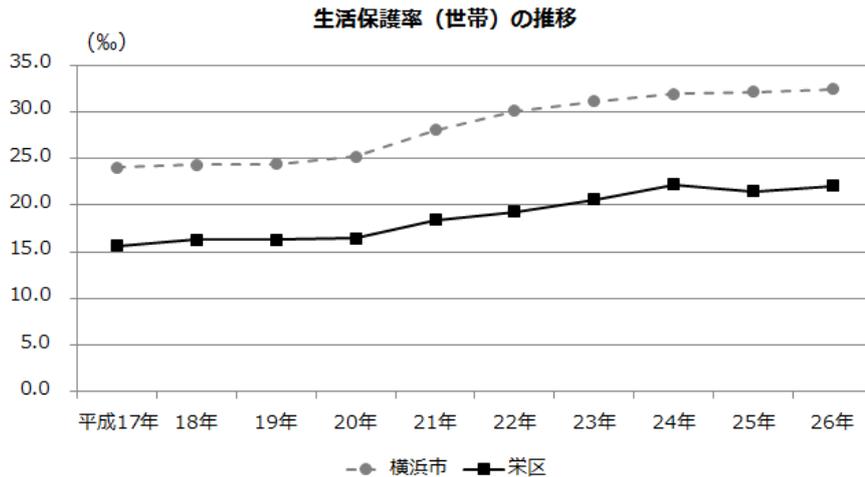


出典：平成 27 年度栄区区民意識調査

(7) 生活困窮者支援

栄区の生活保護世帯の割合は増加していますが、横浜市平均と比べると低くなっています。生活困窮というと、「経済的困難」、「生活保護」と考えてしまいがちですが、その要因は多岐にわたるため、支援の方法、レベルもひとつではありません。例えば、貧困のなかでも大きな問題となっている子どもの貧困は、貧困の連鎖を防ぐことが大切です。そのためには教育、地域における「つながり」の中で、子どもを見守っていくことが必要です。

つなぐ、見守る、防ぐ等の地域のセーフティネット（共助）と行政の制度による支援（公助）の連携が課題です。



(8) 共助社会づくり

地域における暮らしは、少子高齢化、核家族化、地域関係の希薄化、経済的状況の悪化など様々な要因によって、多様な生活上の課題が生まれています。

行政の支援だけでは解決できない、生活上の課題についても、地域に共通した課題として、地域の支えあい・つながり（自助・共助の取組）で解決し、「暮らしやすいまちづくり」を進めていく必要があります。

栄区では「安全・安心」なまちづくりを目指してセーフコミュニティの取組が行われています。高齢者や障害者、子どもの見守りなど、これらはまさに地域コミュニティのあり方が問われてくる今後の課題です。

2 第3期計画における7つのテーマ

これらの栄区の現状と地域福祉の課題を踏まえた7つの論点を基に議論を重ね、第3期さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）では、次の7つのテーマを設定しました。

《7つの論点》

- (1) 超高齢社会の安全、安心を支える地域コミュニティとは
- (2) 安心感のある子ども子育てができる地域コミュニティとは
- (3) 健康志向生活を送ることができる地域コミュニティとは
- (4) 地域コミュニティが担う福祉的側面からの防災対応とは
- (5) 地域コミュニティが行政と連携してできる生活困窮者の支援とは
- (6) 障害者が安心して暮らせる地域コミュニティとは
- (7) 福祉保健の充実に向けての地域社会のあり方や各主体の役割は

《7つのテーマ》

- (1) 栄区らしい共助社会づくり
- (2) いつまでも安心して暮らせる地域社会づくり
- (3) 地域が支える出産・子育てから青年期までの切れ目のない支援
- (4) 区民総ぐるみの健康ライフスタイル
- (5) 地域防災における福祉的視点の充実強化
- (6) 障害者が安心して暮らせる地域づくり
- (7) 地域と連携した生活困窮者支援

第2章 第3期「さかえ・つながるプラン」区計画

1 基本理念

みんなが支えあい安全・安心を感じるまち さかえ

これまで培ってきた福祉保健活動を土台に、地域で行われている様々な活動を加え、栄区一体となって取り組んでいきます。

2 重点取組

今後の福祉保健の取組は、一人ひとりの自覚による取組、地域の主体的取組、地域と行政の連携した取組など（自助、共助）が重要となります。今後、新規に取り組むもの、一層強化するものなどを重点取組としました。

テーマ1：栄区らしい共助社会づくり

- ・ 連合町内会のエリアを地域福祉活動の単位としたネットワークを充実します。
- ・ 福祉施設の地域開放、交流等を通じて、ボランティアなどの人材育成を活性化します。
- ・ 各種団体の連携強化と新たな担い手としてNPO法人等の創業支援をします。

テーマ2：いつまでも安心して暮らせる地域社会づくり

健康寿命の延伸(平均寿命との格差縮小)及び安心な地域環境づくりの目標のもと、

- ・ 認知症予防の取組を広げます。
- ・ 認知症を受け入れる地域づくりを進めます。
- ・ 地域ケアシステムを普及します。

テーマ3：地域が支える出産・子育てから青年期までの切れ目のない支援

- ・ 少子化対策を地域福祉として位置づけ、総合的に推進します。
- ・ 児童虐待防止のための地域協議会の広がりを目指します。
- ・ 学齢期支援を強化します。
- ・ ワークライフバランスを広げます。

テーマ4：区民総ぐるみの健康ライフスタイル

- ・ 生活習慣病予防等の取組により、成人期の生活習慣改善の強化します。
- ・ ウォーキングの普及、学齢期・乳幼児の食育の充実など、区民総ぐるみで健康増進活動を推進します（栄区民健康づくり協議会（仮称）の設立）。

テーマ5：地域防災における福祉的視点の充実強化

- ・ 家庭内防災など自助を推進します。
- ・ 全ての地区での災害時要援護者避難支援の導入を目指します。
- ・ 誰もが暮らしやすい避難所づくり、福祉施設を活用した避難所運営

テーマ6：障害者が安心して暮らせる地域づくり

- ・障害への理解を広げるための取組を進めます。
- ・社会参加を進めるための取組を展開します。
- ・共に支えあう地域づくり

テーマ7：地域と連携した生活困窮者支援

- ・就労支援、家計相談等に加え、生活習慣の改善や子どもの貧困対策など、貧困の連鎖や生活困窮からの脱却に向けた支援を進めます。
- ・地域・支援団体・行政の連携による円滑な支援体制を構築します。

テーマ1 栄区らしい共助社会づくり

【現状と課題】

1 自治会町内会を中心とした活発な地域コミュニティ

栄区は、自治会町内会の活動が活発です。自治会町内会を中心に、運動会、夏祭り、敬老のつどい、防災訓練など、様々な取組が行われています。また、自治会町内会の活動を土台として、地区社協・民生委員等各種団体が連携して高齢者や児童の見守り等、様々な福祉活動を展開しています。

一方、自治会町内会の加入率が減少傾向にあること、担っている方々の高齢化などから、幅広い世代の参画などがこれからの重要な課題です。

2 活発な各種団体の活動

栄区では、民生委員、保健活動推進委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、消費生活推進委員、ヘルスメイト、子ども会、シニアクラブなど、多くの各種団体が地域で活発に活動を展開しています。また、福祉関係の団体が、地区社協のもと、連携した取組を進めています。地域福祉を支える重要な担い手です。

住民の皆様の各種団体の取組への理解を深め、参加を広げていくことが今後の課題です。

3 地域住民の意識

昨今、住民の近隣関係は希薄化していると言われていますが、栄区では、ボランティアなど「何かに役立ちたい」という意識は高くなっています。自治会町内会などの既存の組織への参加促進とともに、多様なスタイルの参加が可能となる受け皿づくりも必要となっています。

特に、団塊の世代など様々なノウハウを有するシニア世代が地域活動へ参加していくような取組を進めていく必要があります。また、早くから地域に関心を持てるよう、現役世代への働きかけも必要です。

4 福祉課題の多様化、複雑化

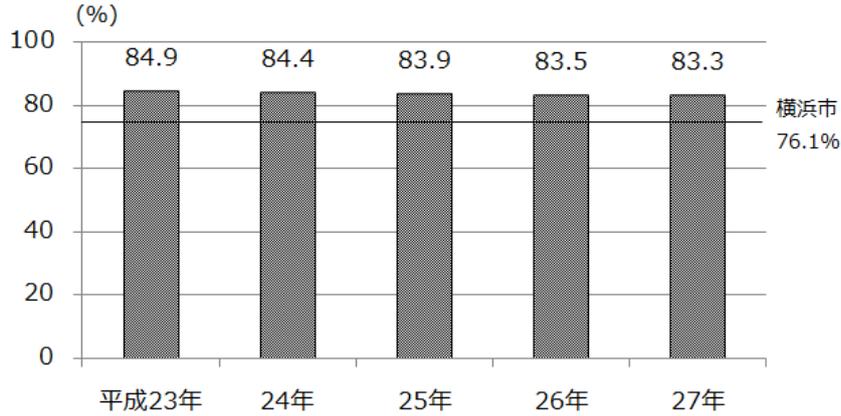
地域住民の生活を取り巻く課題は、これまで以上に多様化し複雑になっています。特に、虐待、貧困、ひきこもりなどは、支援を求めにくく、顕在化しないまま、家庭の中で問題を抱えていることもあります。

これらの福祉課題は予防と早期発見が大切です。地域でなければ把握できない課題も多く、地域がセーフティネットとして果たす役割は重要です。

5 福祉施設とボランティア

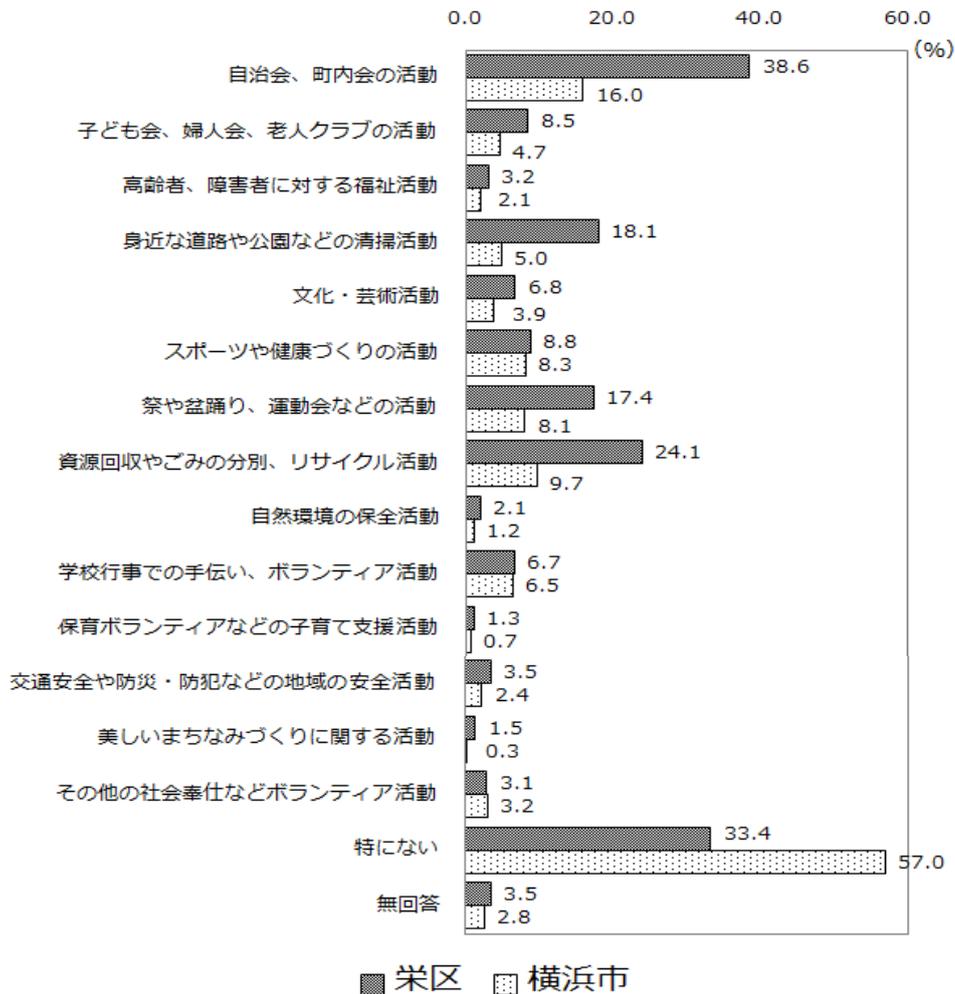
栄区には、実績と経験豊かな福祉施設が多くあります。これらの施設では、地域交流が積極的に進められ、地域の方々がボランティア経験などを通じた人材育成の場にもなっています。今後も経験豊かなボランティアが増え、地域福祉を担うことが大切です。

栄区の自治会町内会加入率の推移



出典：市民局地域活動推進課資料より作成

ボランティアへの参加意識



出典：横浜市 平成 27 年市民意識調査
栄区 平成 27 年区民意識調査

※ 横浜市の結果は、平成 27 年市民意識調査の問 16『あなたは、現在、仕事や学業以外にどのような活動に参加していますか。』より、栄区の結果は、平成 27 年区民意識調査の問 18『地域では様々な活動を行っていますが、あなたはどのような活動に参加していますか』よりそれぞれ抜粋しており、参考として比較しています。

6 地域に根差した事業展開

栄区では、地域課題の解決に向け住民が主体となり、ボランティア、NPO法人、実行委員会など多様な組織による活動が進んでいます。介護保険などの福祉制度も充実していますが、それらではカバーできない多様な課題に取り組んでおり、今後とも、その広がりが求められています。

一方、住民が中心となったNPO法人などの立ち上げについては、専門的なノウハウを含めて、様々な支援が必要です。

7 栄区役所・栄区社協・地域ケアプラザの役割と今後の展開

(1) 現状

区役所の福祉部門、区社協、地域ケアプラザでは、地域の様々な活動に参加はしていますが、これまで、個別対応の業務が中心であるため、必ずしもスキル、ノウハウが十分ではありません。

また、民間部門も福祉分野に進出していますが、これらの状況も十分に把握し、民間ノウハウを積極的に取り入れています。

(2) 今後の課題

区役所・社協・地域ケアプラザは、各地区の福祉活動の活発化に向け、重要な役割を担っています。交流のきっかけづくり、NPO法人の立ち上げ、ボランティア等の人材育成などは喫緊の課題であり、各組織においても意識改革のもと、対応していきます。

また、社会福祉法人、企業などの民間活力をいかした多様な福祉サービスの提供に向け、協働していく視点も大切となります。

8 個人情報の取り扱い

個人情報保護法等の関係から、個人に関わる情報提供が制約されます。また、区民の皆様も自身の個人情報が伝わることについては、敏感になっています。

こうしたことから、地域で把握するきめ細かな情報をもとに、見守りなどの地域ネットワークづくりにつなげていくことが重要です。なお、災害時要援護者については、一定の条件のもと、見守りのしくみが構築できた自治会町内会へは、要援護者名簿の提供が可能となっています。

コラム セーフコミュニティ

栄区では、平成25年10月5日にWHO協働センターからセーフコミュニティの国際認証を取得しました。セーフコミュニティとは、「致命的な事故やケガは、原因を究明することで予防できる」という考え方のもと、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりの活動を継続的に行っているまちのことで、世界で372都市、日本では13都市が認証されています（2016年2月現在）。

セーフコミュニティには3つの大きな特色があります。

- 地域コミュニティの活動が主役であること
- 科学的データを用いて進捗管理を行っていること
- セーフコミュニティに関わっている都市間での交流を行っていること

栄区では、8つのテーマ別分科会があり、活発な地域活動を背景に、積極的に取組を推進しています。

◇8つの分科会と取組例

- ◆こども安全対策分科会
 - ・地域の方による登下校時の見守り活動「学援隊」
 - ・子ども会活動における「危険予知トレーニング」の実施
- ◆スポーツ・余暇安全対策分科会
 - ・スポーツ時のけが予防に関する研修会の開催
 - ・安全なウォーキングの推進
- ◆交通安全対策分科会
 - ・安全な歩き方や自転車の乗り方を教える「はまっ子交通あんぜん教室」
 - ・登下校時の見守りや危険箇所改良のためのスクールゾーン対策協議会の開催
- ◆児童虐待予防対策分科会
 - ・地域における子育て家庭の見守り啓発「さかえっ子の笑顔ひろげ隊」事業
 - ・生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭への全戸訪問「こんにちは赤ちゃん訪問」
- ◆高齢者安全対策分科会
 - ・転倒による事故防止、体力づくりのための「元気づくりステーション」
 - ・浴槽内での溺死・溺水防止のための「ヒートショックプロジェクト」
- ◆災害安全対策分科会
 - ・地域防災拠点における実践的な訓練の実施
 - ・災害時要援護者支援の取組
- ◆自殺予防対策分科会
 - ・身近な人の変化に気付き、専門機関へつなげる「ハートフルサポーター」育成
 - ・メンタルヘルスの観点を取り入れた啓発、専門職の対応力向上
- ◆防犯対策分科会
 - ・声掛けによる振り込め詐欺防止
 - ・地域における防犯パトロール

このように栄区では、活発な地域活動を活かして各分科会が様々な活動を展開しており、共につながり・支えあふ風土が育まれています。今後もより多くの方に安全・安心を実感していただくため、各分科会が連携、情報共有を行いながら活動を進めていきます。

【目指すべき地域社会のあり方】

1 自治会町内会活動が共助の母体となる地域社会

栄区の地域社会の母体は自治会町内会活動です。単身世帯の増加などにより、近隣関係の希薄化や自治会町内会の加入率の減少傾向などがあります。こうした時期こそ自治会町内会に支えられた地域コミュニティを強化すべきです。自治会町内会活動を土台として、各種団体など多くの関係者が活動する地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①住民が自治会町内会活動の理解を深める</p> <p>近隣関係の希薄化や住民意識の低下に対して、自治会町内会活動への理解を深め、住民が自分の事として参加するきっかけを作っていくため、区役所や個々の自治会町内会がこれからの地域福祉における自治会町内会の役割と重要性について情報を発信します。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①住民が参加しやすい場づくり</p> <p>運動会、夏祭り、敬老の集いなどイベント等を開催し多くの方々が参加でき、顔が見える関係を構築します。また、PTA やこども会などとの連携により子育て世帯を巻き込むことや孤立しがちな単身世帯、障害児・者、高齢者などへの日ごろからの声かけなども有効になります。</p>
助	つながる
	<p>①住民同士のつながりを強化する</p> <p>東日本大震災以降、安全・安心への意識が高くなっています。防災訓練などを通じて、顔が見える関係づくりを進めるとともに、住民同士の支えあいや見守りの仕組みを作ることで、住民が主体となる共助の地域社会づくりにつなげます。</p>



【目指すべき地域社会のあり方】

2 各種団体の活性化とつながりのある地域社会

栄区では、民生委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員、食生活等改善推進員、シニアクラブなど、多くの団体、機関が福祉活動や安全・安心なまちづくりを積極的に推進しています。また地区社協は福祉関係団体の連携の土台となっています。地区社協及び各種団体が一層活性化し、それぞれの活動、また、連携した活動を行い次世代につなげていくことで、安全・安心を支える地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①住民が各種団体の活動への理解を深める</p> <p>住民に各種団体の活動内容を知ってもらうことが大切です。各種団体の重要性への理解を深め、団体活動に参加するきっかけをつくっていきます。区役所、区社協が積極的に地域福祉における各種団体の取り組みや活動について情報を発信します。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①住民が参加しやすい場づくり</p> <p>各種団体にはそれぞれ役割があります。関わる住民の方々が参加しやすい様々なイベントや講座を開催します。各団体と地域住民の顔の見える関係を構築します。</p>
共 助	つながる
	<p>①各種団体のつながりが住民のつながりへ</p> <p>自治会町内会や各種団体どうしがタイアップしたイベントなどの開催により地域の総合力を発揮します。その際、地区社協が重要な役割を果たします。世代間、地域間の交流が深まり、住民のつながりを強化します。</p>

【目指すべき地域社会のあり方】

3 地域に根差したボランティア、NPO 法人など多様な活動のある地域社会

地域社会では今後、多様化、複雑化した福祉課題が予想され、自治会町内会、各種団体だけでなく、専門的で、きめ細かな対応ができる体制が求められます。様々な経験のあるボランティアの参加、コミュニティに根差した NPO 法人などが活動している地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①人材情報の収集</p> <p>区役所、区社協、地域ケアプラザ等は日頃から地域に根ざしたボランティア、NPO 法人、企業など、福祉分野に限らない幅広い活動について情報を収集します。</p>
	参加・行動する
共 助	<p>①地域ケアプラザ、区社協、区役所が拠点</p> <p>区役所、区社協、地域ケアプラザ等は、ボランティア、NPO 法人、企業などが地域で活躍できるよう、情報提供を行うとともに、活動の場を創出します。</p>
	つながる
	<p>①地域ケアプラザ、区社協、区役所等がプラットフォームの役割</p> <p>地域課題の解決の場として、各種団体や住民など、多分野の方々が任意に参加できる体制づくりを進めます。その際、地域ケアプラザ、区社協、区役所が連携しコーディネート役割を果たします。</p>

コラム 社会福祉法人の地域貢献

※「社会福祉法人法等の一部を改正する法律案」において「社会福祉法人は社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要にする者に対して無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」と規定し、「地域における公益的な取組」を実施する責務を位置づけました。

※区内の社会福祉法人の連携した活動
…福祉フェスタの開催

平成 27 年度で第 7 回目、区社協 高齢者支援分科会会員である区内高齢者施設が主体となり、地域住民に区内の福祉施設を知ってもらうこと、地域住民との交流を目的として周知、啓発活動を実施しています。



▲福祉フェスタの様子

【目指すべき地域社会のあり方】

4 福祉施設、関係機関等が活躍する地域社会

栄区には多くの福祉施設、関係機関等があり、日頃から地域と深い関わりをもち地域の一員となっています。

これらの施設が自治会町内会や各種団体などと連携し、いざという時の安全・安心の拠点となるとともに、ボランティア等や専門性のある人材育成の場として活躍する地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①身近に感じる各種機関</p> <p>住民が身近にある福祉施設等について理解を深めることが重要です。そこで各施設が地域ケアプラザや関係機関と連携することで、施設活動の内容などについて情報を発信します。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①お祭りや福祉講座等の開催、ボランティアの活動の場</p> <p>施設が身近な存在となるよう、地域住民が参加しやすい、お祭りや福祉講座などを施設で開催します。また地域住民がボランティアとして参加できるような場を設け、地域ボランティアの発掘・育成につなげます。</p>
共 助	つながる
	<p>①施設と地域の支えあい</p> <p>施設が地域社会の一員として、地域の活動に参加し各種団体などと連携し行動します。また、施設どうしがつながりを持ち、大学などとタイアップして福祉施設全体への理解を深めることで、施設の人材確保につなげます。</p>

テーマ2 いつまでも安心して暮らせる地域社会づくり

【現状と課題】

1 進展する高齢化と社会情勢の変化

(1) 栄区の開発と高齢化の推移

栄区は、昭和30年代後半から40年代にかけて、急速に都市化が進みました。栄区が分区した昭和61年当時は、高齢化率が5.7%と若い世代中心の区でした。その後、大きな人口流入もなく成熟化が進む中、高齢化も徐々に進みました。

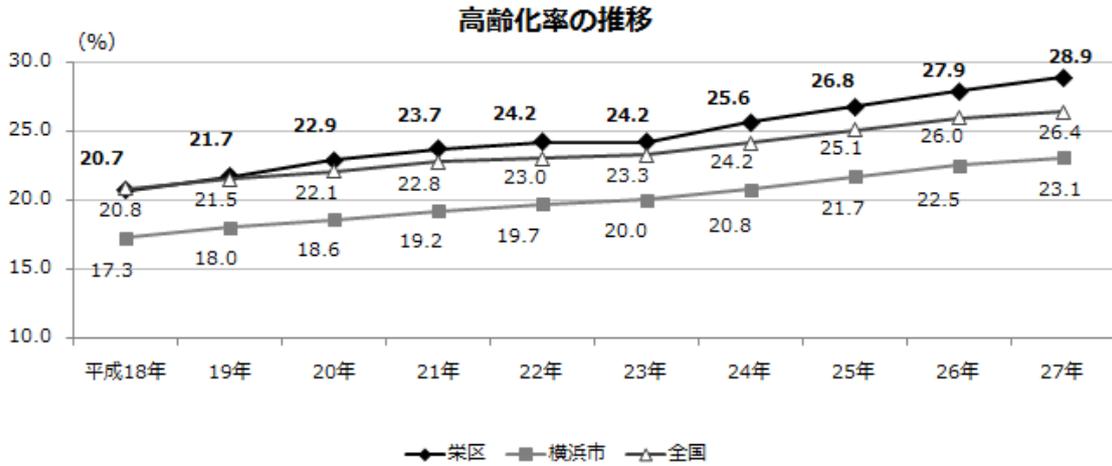
平成27年10月には28.9%になり、今後団塊の世代の方がすべて75歳以上となる平成37年(2025年)には、推計では31.5%になります。なお、後期高齢者の割合は21.0%となります。

(2) 高齢世帯の状況

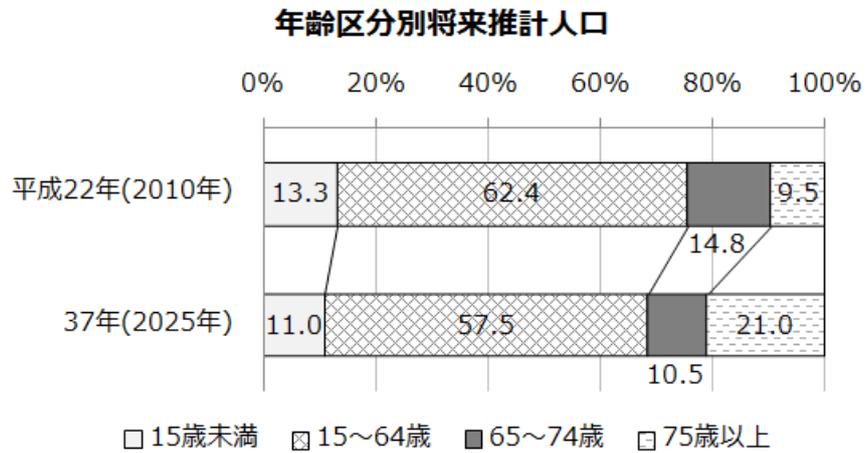
高齢単身又は高齢夫婦のみの世帯は、平成22年10月1日現在、全世帯の23.5%あり、平成17年と比較して増加しています。特に、高齢単身世帯の割合が増えており、今後、見守り等の支援が必要になる可能性が高まっています。

(3) 健康状態

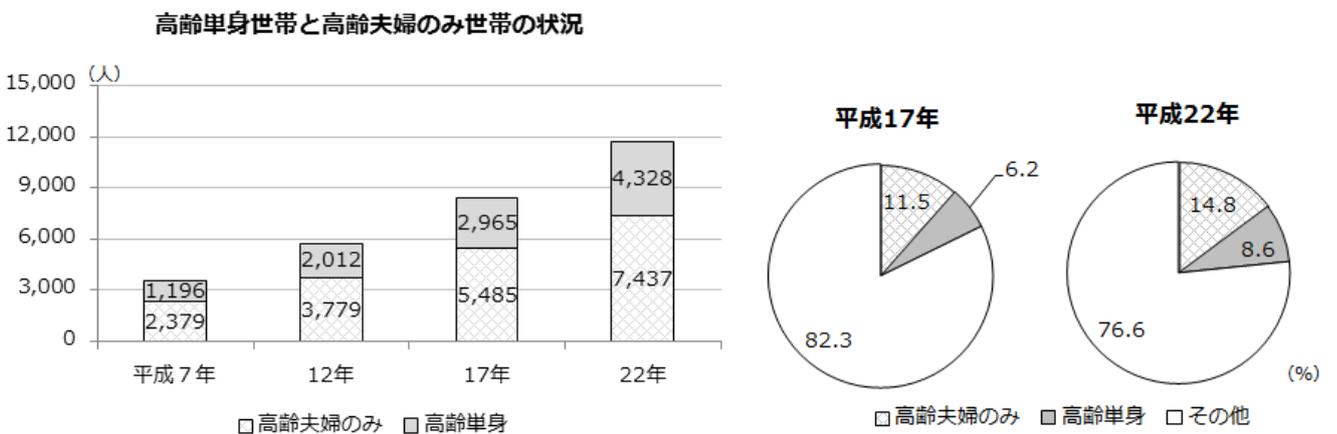
栄区は、介護保険の要介護認定率は14.4%（平成28年1月末現在）と低く、比較的元気な高齢者が多い区です。これは、高齢者のうち前期高齢者の占める割合が61.0%（平成22年10月1日現在）と高く、社会参加等、活発に活動している方が多いことが要因と考えられます。しかし、要介護認定率は75歳を超えると急激に高くなるため、今後は、介護が必要になる方が急増すると予測されます。



出典：全国値 人口推計（各年10月1日現在）
横浜市 登録者数（各年9月末現在）



出典：将来推計人口



出典：国勢調査

2 地域活動の状況

(1) 活発な高齢者の社会参加活動

栄区は、自治会町内会、各種団体、ボランティア活動が熱心です。これらの活動の担い手は、高齢者が主体となっています。また、シニアクラブの構成員は区内全体で約 6,000 人おり、生きがい活動、友愛訪問活動などの重要な担い手となっています。

(2) 高齢者を支える地域活動

地域では、高齢者を支える様々な活動が行われています。民生委員の方は、ひとり暮らし高齢者の見守りや地域情報の提供等を行っています。さらに、自治会町内会は、民生委員等と連携し、定期的に会食するサロンなどを進めています。また、地区社協等が毎年敬老の集いを盛大に開催する地域も多く、“敬老意識の醸成”とともに、小中学生との交流など活発な世代間交流が行われています。

(3) 健康づくり・介護予防の取組

栄区では、各地域で、高齢者の方々がウォーキングなど多くの運動やスポーツに取り組んでいます。また、区役所や地域ケアプラザなどで開催する健康講座へも、多くの参加があります。

横浜市全体で、ウォーキングポイント事業を実施していますが、栄区民の参加率は最も高くなっています（平成 27 年 12 月現在）。また、自治会ごとでの認知症予防の取組である元気づくりステーションも、区内では 13 ケ所（平成 28 年 2 月現在）あり、増加傾向にあります。

このように、高齢者の方々の健康意識は高く、健康志向のライフスタイルが普及していると考えられます。

3 今後の高齢化と地域福祉

(1) 介護保険制度と地域福祉

今後、要介護度の高い高齢者の増加、介護施設整備の不足、病院ベッド数の不足など、そして、何より高齢者自身の安心感から、住み慣れた地域で引き続き暮らしていける環境づくりが、益々重要になります。そのため、介護保険制度として、地域における様々な支援への充実がはかられることとなっています。また、それを支える地域においても、ネットワークの強化など地域福祉活動の一層の活性化に努める必要があります。

(2) 在宅医療

栄区は、診療所が決して多くはなく、訪問診療など在宅医療の充実は大きな課題となっています。一方、平成 27 年 11 月には、栄区在宅医療相談室が開設されました。限られた医療資源と訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどとの連携、さらに、栄共済病院の支援などをいただきながら、在宅医療の広がりにつなげていく必要があります。

(3) NPO 法人などによる生活支援

栄区では、NPO 法人や実行委員会などの体制で、専門性を有するスタッフが、地域のきめ細かな課題に対処しているケースがあります。具体的には、配食サービスと見守り、家事・庭の手入れ業務、買い物支援と居場所づくりなどに取り組んでいます。これらの活動は地域の課題解決にとっても有効であり、今後とも、各地区で広めていくことが求められています。

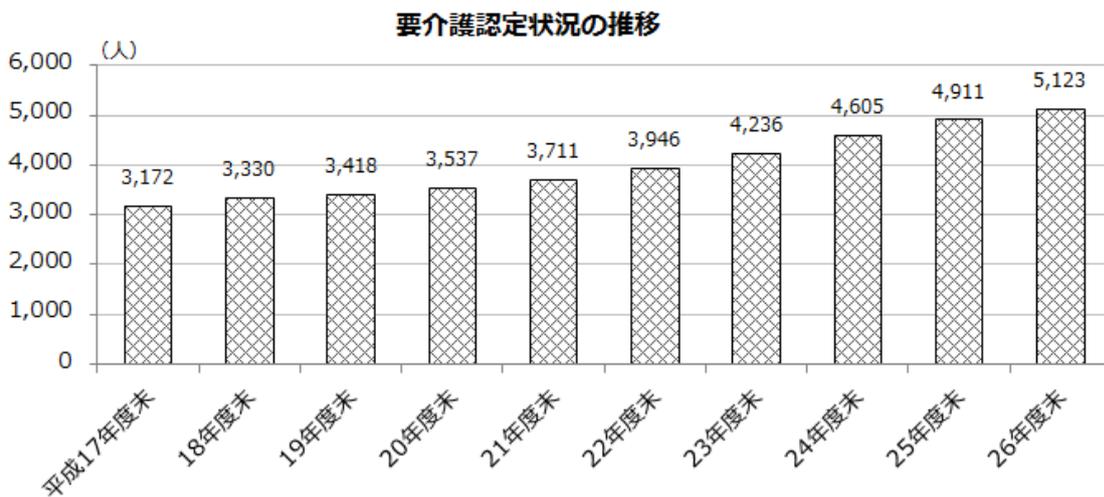
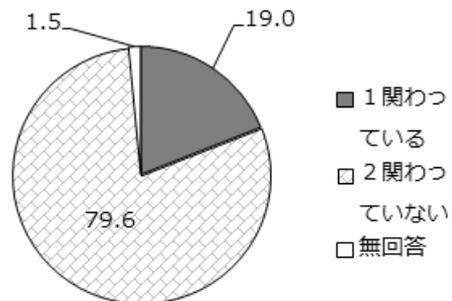
また、民間事業者も、宅配事業、配食事業、警備会社による見守りなど、様々な分野で福祉サービス事業に取り組んでいます。これらの事業の情報を把握し、適切な支援につなげていくことも大切です。

● 関わっている地域活動について（平成 26 年 区民意識調査より）

問18 区内の各地域では、誰もが安心して暮らせるために、身近な地域での見守り・支えあいや健康づくりの取組、子どもから高齢者まで多世代の方が交流できる場づくりなど、自治会町内会や各種団体を中心に、様々な福祉保健活動が行われています。

あなたは現在、このような地域の活動に関わっていますか。（〇は1つ）：n = 744

項目	1 関わっている	2 関わっていない	無回答	合計
回答数	141	592	11	744
割合	19.0	79.6	1.5	100.0



出典：健康福祉局介護保険課

4 多様化・複雑化するニーズとリスク

(1) 介護を行っている家族の支援

今後、要介護者の増加、また、核家族化、高齢者のみ世帯の増加により、家族による介護の負担が大きな課題となります。また、介護のために離職せざるを得ない家庭は、経済力の低下により介護による貧困も招きかねません。介護を行っている家族への多面的な支援が、これからの重要な課題です。

(2) 認知症対策

平成 26 年 9 月現在要介護認定を受けている認知症の高齢者は、区内で 2,500 人おり、区内高齢者の約 7% になっています。今後、認知症の高齢者は確実に増えていくことが予想され、予防と早期発見、そしてケア（介護）の両面からの対策が必要になってきます。

(3) 孤立予防対策

高齢者のいる世帯の中で、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加という生活形態に加え、認知症や貧困など様々な要因が重なり、地域から孤立しがちな高齢者の方が増えています。これらの状態を放置すると、望まない“孤立死”を招くことにつながるため、日頃からの地域での見守りが求められます。

(4) 虐待予防や成年後見などの権利擁護対策

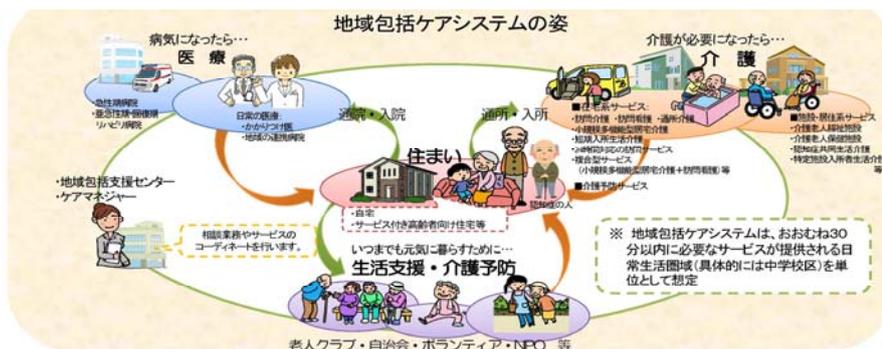
介護負担や家族関係の不調、経済的困窮などにより高齢者が虐待されている事例や認知症により判断能力が落ちてしまい自らの権利を適切に主張できない事例も増えています。虐待に関する啓発活動と適切な支援、権利擁護事業や成年後見制度に関する制度の適切な運営支援と市民後見人の育成が求められています。

コラム 地域包括ケアシステム

横浜市では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年には、要介護認定者が現在の約 1.5 倍に、在宅医療対象者が約 1.7 倍になると見込まれています。

こうした状況に対応するため、横浜市では、2025 年までに、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活ができるよう、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を日常生活圏域（概ね中学校区程度のエリア）ごとに構築していきます。

各圏域で地域の現状や課題を把握し、住民組織や保健・医療・福祉等の専門機関、民間企業の連携により、地域づくりや資源開発を行いながら課題解決を図ります。



コラム 若年認知症について

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。

若年性認知症は働き盛りの世代ですから、ご本人だけでなく、ご家族の生活への影響が大きいにもかかわらず、その実態は明らかでなく、支援も十分ではありません。

ご本人や配偶者が現役世代であり、病気のために仕事に支障がでたり、仕事をやめることになったりと経済的に困難な状況になってしまいます。また、子どもが成人していない場合には親の病気が与える心理的影響が大きく、教育、就職、結婚などの人生設計が変わることになりかねません。さらにご本人や配偶者の親の介護が重なることもあり、介護の負担が大きくなります。

このように若年性認知症は社会的にも大きな問題ですが、企業や医療・介護の現場でもまだ認識が不足している現状です。(※)

栄区では、6館の地域ケアプラザが共同で、若年認知症栄区をつどい「笑風の会」を開催しています。ご本人とご家族が集い、日ごろの思いや困りごと等をお茶を飲みながら話し合う等し、学びを深めています。

(※) 出典：社会福祉法人 仁至会認知症介護研究・

研修大府センター若年認知症コールセンターより

コラム ヒートショックについて

急激な温度の変化によって血圧が上下に大きく変動することをきっかけにして起こる健康被害です。例えば失神したら、心筋梗塞や不整脈、脳こうそく等を起こすこともあります。高齢者や生活習慣病の方は血圧変化をきたしやすく、特に注意が必要です。

栄区では、セーフコミュニティ認証都市として、ヒートショック予防対策の啓発に取り組んでいます。民生委員、保健活動推進員、シニアクラブの方々によるプロジェクトを立ち上げ、地域や各団体の集まり等で説明し、安全安心なまちづくりに取り組んでいます。



【目指すべき地域社会のあり方】

1 重層的な地域ケア(見守り)

これからの高齢社会においては、介護や医療が必要な状態になっても、基本的には地域コミュニティの中で安心して暮らしていけるような体制が必要です。

栄区では、各地区の特性をふまえた地域ケアを推進していきます。隣近所や協力事業者などによるゆるやかな見守り、ややリスクのある世帯への、地域の団体による見守り、リスクの高い世帯への、専門職が医療・介護等と連携して行う専門的な見守りがあります。これらが地域において重層的に行われている地域ケアを目指します。

また、日ごろから認知症の方を受け入れやすい地域環境や、家族支援などに配慮あるかかわりの視点も大切になります。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①住民が高齢化の現状などを知る 住民一人一人にとって、地域の高齢化の現状や将来の動向、地域ケアなどの情報は重要で、自分のこととして考えていくことが必要となっています。行政、地域ケアプラザなどの広報紙の活用その他、地区社協や自治会町内会などを通じて、地区別計画などを説明し認識を高めていきます。また、認知症の理解や成年後見制度の活用、介護を行っている家族の支援などの情報を共有し、地域としての取組につなげていきます。</p> <p>②自治会町内会の見守りスキルの向上 自治会町内会を中心とした地域ケアを充実させていくためには、孤立予防や虐待予防の視点を持った見守りの専門的なノウハウ(見守りのチェックポイント)の習得が大切です。地域の民生委員と連携し、区役所・区社協・地域ケアプラザにおいて、見守りスキルアップ講座などを実施します。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①隣近所の見守りが基本、防災をきっかけに 地域での見守りが暮らしやすさの原点であり、日頃から隣近所について確認するような配慮が大切です。防災の取組などをきっかけに、日頃からの関係づくりが地域で根付くように働きかけていきます。</p> <p>②サロンづくり 自治会町内会や福祉関係者による昼食会などを開催し、地域の高齢者が外に出る機会、顔を合わせる機会をつくります。栄区では、すでに多くの自治会町内会でサロンが開催されていますが、より日常的な集まりになるように、頻度を増やし見守り機能を強化します。</p> <p>③見守りの強化としての体制づくりの検討 栄区では、見守りとしての戸別訪問は、現段階では決して多いとは言えません。マンパワー不足などの課題もありますが、自治会町内会などを主体として戸別訪問と安否確認の体制づくりの検討を進めます。</p>

共 助	<p>④民間事業の導入 配食や宅配、警備会社など民間企業による安否確認も行われています。今後、地域による見守りの連携についても検討します。</p> <p>⑤診療所との連携、地域団体と診療所のタイアップ 介護と医療の連携は、個々の問題にとどまらず、地域全体の課題としてとらえる視点が必要です。在宅医療推進に向けて、自治会町内会などの地域団体は、区医師会、区役所、地域ケアプラザとタイアップしながら、診療所との連携強化を推進していきます。</p>
	つながる
	<p>①NPO法人などの見守り活動団体の設立に向けて 日頃からの見守りとともに、専門性のある見守り活動を行えるNPO法人など、地域に根差した活動団体の設立を支援します。その団体を中心とし、医療機関や専門機関との連携が強化されることにより、地域ケアの充実につなげます。</p> <p>②介護を行っている家族の支援 介護を行っている家族の集まりを、自治会館や地域ケアプラザなど身近な場所で開催します。地域ケアプラザや空き家活用などにより、認知症カフェのような認知症の方や介護家族の方が集まる場を設けます。</p>

コラム 重層的な見守りの構築

望まない孤立死や生活の質の低下を防ぐため、「見守りのポイント」を普及させながら重層的な見守り体制を整備します。

【第1層】地域コミュニティや事業者による緩ゆるやかな見守り

→ 民間事業者との連携を強めるとともに地域住民同士による見守りを広げていきます。

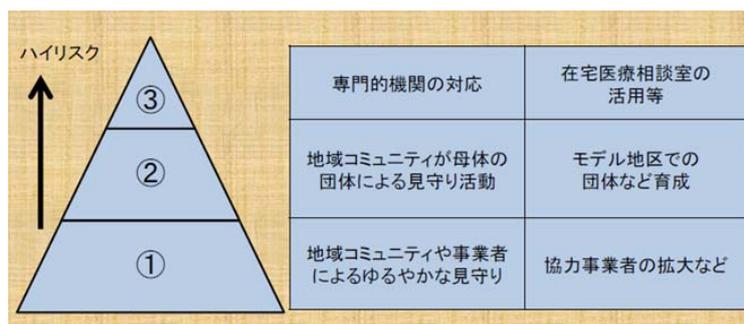
【第2層】地域コミュニティの団体による見守り

→ 民生委員等の見守り団体への研修会を行いながら情報交換を促進します。

【第3層】専門機関による見守り

→地域ケアプラザやケアマネジャーによる見守りを展開します。

<栄区で考える地域包括ケアシステム（見守り体系図）>



【目指すべき地域社会のあり方】

2 意欲と能力の発揮できる地域社会

シニア世代の意欲・体力などは個人差がありますが、活躍したいという意欲のある方が活躍できる環境づくりは重要です。また、様々な地域課題の解決において、シニア世代の方のマンパワーやノウハウが大切です。子育て支援や青少年の見守りなど、シニア世代の方ならではの役割が求められています。生きがいや自己実現を可能とする地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①自己啓発の機会づくり</p> <p>シニア世代の方々へ、自己啓発や社会活動の参加を勧めていけるように、地区センターや図書館、地域ケアプラザ、老人福祉センター翠風荘などにおける講座や各種活動の機会を増やしていきます。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①情報ストックづくりとコーディネート</p> <p>地域では、多くの分野でボランティアなどの担い手が不足しています。高齢化の進む栄区では、活力のあるシニア世代の参加が期待されていますが、社会参加を望んでいるシニア世代の存在と、担い手を求める団体の存在などが、必ずしも明確になっていない現状があります。この情報をストックしコーディネートできるようなしくみを区役所、区社協、地域ケアプラザで進めていきます。</p> <p>②さまざまな地域活動</p> <p>栄区では、シニアクラブなどの地域活動が活発で、今後はシニア世代の出場所及び生き甲斐の場としても期待されています。また、福祉団体などが連携した見守りなどの活動や自治会町内会とタイアップした活動なども期待されています。これからも一層の活性化が期待されます。</p>
共 助	つながる
	<p>①シニア世代のための拠点の在り方</p> <p>老人福祉センター翠風荘は、区役所・区社協・地域ケアプラザ等と連携し、シニア世代向けの様々な情報発信の場としての役割強化をはかります。翠風荘を拠点として、シニア世代のネットワークづくりにつなげていきます。</p> <p>②高齢者を敬う風土づくり</p> <p>栄区では、各地域で「敬老の集い」等の行事が行われています。これからも、地域ぐるみで高齢者を大切にする風土づくりを広げていきます。</p>

【目指すべき地域社会のあり方】

3 介護予防に取り組む地域社会

介護予防（認知症予防など）は、個々人の取組、地域の取組等様々ありますが、今後は、若年期から高齢期を想定した関わりが必要です。元気づくりステーション、ウォーキング、健康サークルなど、自分らしい介護予防に参加できる地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①健康、介護予防の情報発信</p> <p>健康への配慮や介護予防への関心が高いシニア層では、ネット環境に慣れている方も多く、シニア向けの健康情報や介護予防情報などを区として積極的に発信していきます。健康への取組は、中年期から取り組むことが大切なことも多く、「シニアライフノート」などを用いて幅広い層に向けた情報発信もしていきます。またセーフコミュニティの取組として、転倒予防、ヒートショック予防の対策を進めていきます。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①相談機能の充実</p> <p>区役所、地域ケアプラザなど、関係機関が連携し、高齢者の健康や介護予防の相談機能を充実させます。また、情報を共有することにより、地域としての健康づくりの動きにつなげていきます。</p> <p>②認知症予防のプログラム</p> <p>認知症は、初期の対応によりその後の影響が大きく異なります。認知症予防の講座やプログラム等を地域ケアプラザなど身近な場所で開催するほか、区役所は地域ケアプラザと連携し、中心となりながら施策を総合的に推進します。</p>
助	つながる
	<p>①地域コミュニティによる介護予防活動</p> <p>認知症予防の一環として、自治会館など身近な場所を活用した元気づくりステーションが展開されています。単なる介護予防にとどまらず、交流を通じたコミュニティ活動の活性化にもなり、生きがいづくりにつながります。今後は、自治会館の他、空き家などの身近な場を活用し、地域の方々が主体となった認知症予防の運動などを広げます。</p> <p>また、地域全体で認知症の方を支えるコミュニティづくりを進めていきます。</p>

テーマ3 地域が支える出産・子育てから青年期までの切れ目のない支援

【現状と課題】

1 続く少子化

栄区では、出生数は平成 17 年で 1,082 人、平成 27 年で 874 人と、減少傾向にあります。ここ 10 年の年齢三区分の推移を見ると、15～64 歳人口割合の減少が大きく、出産年齢層が減少しています。一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す“合計特殊出生率”を見ても、平成 26 年の栄区は 1.30 となっています。これらの要因としては、生涯未婚率の増加や晩婚化による第 1 子出産時の母親の年齢の高齢化などが言われています。

平成 22 年に行われた国の調査では、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は 9 割弱という高い数値、子どもの数の希望は 2 人を超えています。希望が叶えられない障壁があるはずで、そのことに地域福祉としても対応しなければならないと思われれます。

2 家族状況

平成 22 年の国勢調査によると、1 世帯当たり人員は 2.46 人と核家族化が進み、3 世代同居の減少、一人親家庭の増加の増加傾向が見られます。

共働き家庭の増加や家族規模が減少する中で、進行する少子化により、小さな子どもと接する機会が少ないまま親になる人が増えています。子育てを身近で体感したことがないまま子育てを始める養育者が多くなり、子育ての不安や悩みを日常的に支援してくれる人が必要な状況となっています。

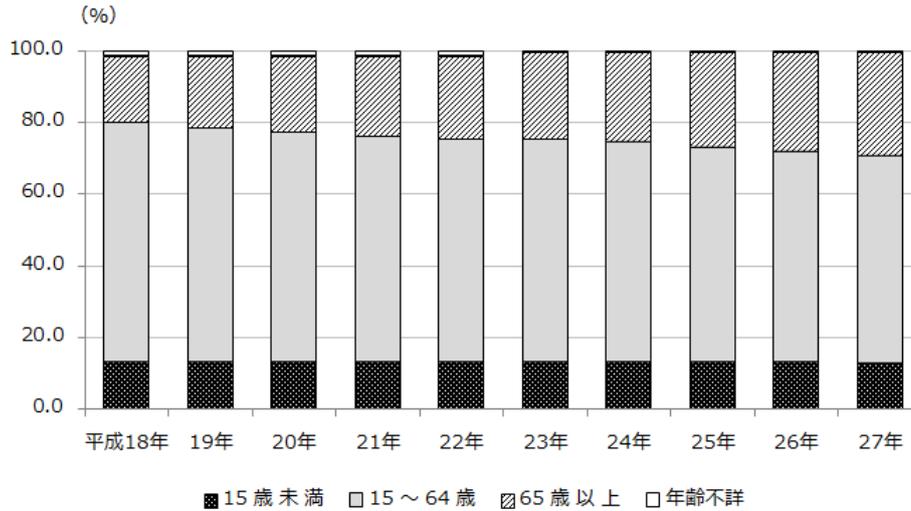
3 就業スタイルと妊娠・出産・子育て

厚生労働省が 2009 年に発表した「子育て期の男女への仕事と子育ての両立に関するアンケート」調査によると、「第一子の妊娠」を理由に退職した女性は 34.0% となっています。さらに、妊娠出産後に退職した女性正社員の退職理由を見ると、1 位は「家事、育児に専念するため自発的に辞めた」(39.0%)、次いで「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」(26.1%) となっています。様々な形態に対応できる子育ての支援が求められています。

横浜市の調査で、未就学児を持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約 65% が 20 時以降となっており、子育て世代の父親の長時間労働の傾向が続いています。平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、「ゼロから 1 時間まで」が 4 割以上と、子どもとともに過ごしたいという希望があっても現実的にはそれがかなわない労働環境が多いという現状があります。夫の家事・育児時間が長いほど、第 2 子以降の出生割合が高いという調査結果からも、今後は仕事のみを優先させるのではなく、家事及び育児は父親と母親がともに行うという意識や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を浸透させ、父親が地域での生活に参加しやすいきっかけをつくることが求められています。

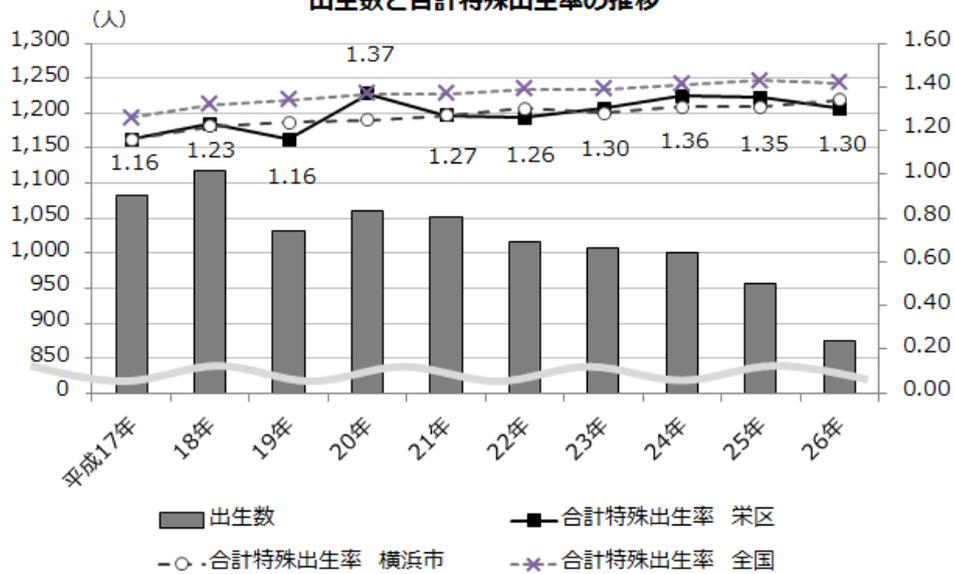
父親の子育て・育児・家事参加が当たり前の風土にしていくこと、こうした視点も今後の地域福祉における重要な課題です。

年齢3区分別人口割合の推移



出典：各年1月1日現在推計人口

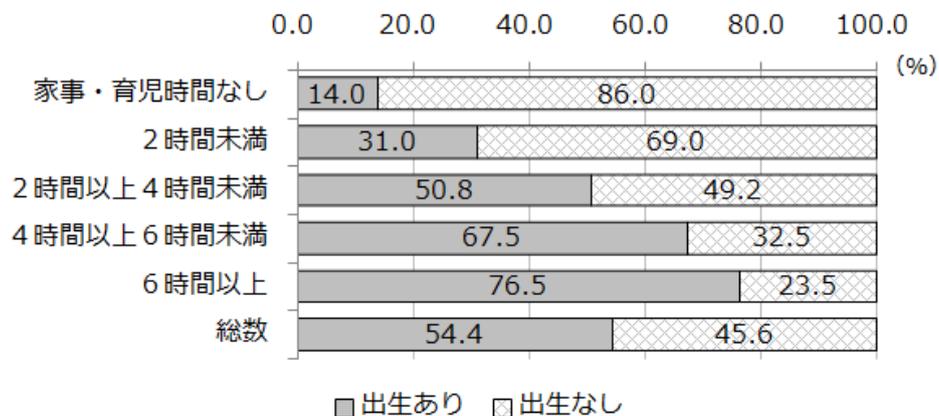
出生数と合計特殊出生率の推移



※ グラフ内数値は、栄区の合計特殊出生率を記載しています。

出典：横浜市統計書

夫の家事・育児時間と第2子以降の出生割合



出典：第10回21世紀成年者縦断調査（厚生労働省）（平成24年）

4 待機児童対策の取組

働く女性など様々な家庭環境における子育て支援のため、保育資源の充実を進めています。栄区では、笠間地区や本郷台駅周辺で保育所の整備などを進めてきました。その結果、申込者数及び保留児童数は増加傾向にあるものの、平成25年以降、待機児童の解消が続いています。

5 学齢期の子供たちの健全育成

学齢期は生きる力を育み、心身の調和がとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後などの活動を通じて社会性や自立性を身につけることが必要です。

一方、一世帯当たりの子どもの減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域交流の希薄化、情報化の進展などが、子ども・青少年の育ちを支える「つながり」の低下、ひいては、居場所が無いなどの状況をもたらしています。

栄区では、青少年指導員、スポーツ推進委員、こども会、シニアクラブ、自治会町内会などの団体が、運動会、キャンプ、世代間交流など、多彩なイベントを通じて、学齢期の子どもたちの地域参加を進めています。今後も、こうした取組の一層の展開が求められます。

6 情報化の進展

携帯電話、スマートフォンの普及により、子どもがネット関連の被害に巻き込まれる事件が多発しています。掲示板やゲームサイト、コミュニティサイト等では、見ず知らずの人と知り合い、メール等のやりとりができるため、子ども同士で誹謗・中傷するなど、罪被害やトラブルが増えています。予期しないいじめ問題に発展するなど、犯罪の加害者・被害者になってしまう恐れがあります。

栄区では、少年補導員連絡協議会と警察署が連携して、学校での生徒たちへのトラブル防止の適正な携帯電話利用の勉強会や青少年指導員連絡協議会による有害図書調査など進めていますが、地域全体として認識を溜めていく必要があります。

7 子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態等及び非行について

横浜市子ども若者実態調査によると、横浜市全体で、ひきこもりの青少年(15~39歳)が少なくとも、約8,000人、無業状態の青少年が約57,000人と推計されています。背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、本人や親の障害や疾病、社会的孤立など様々で、複雑に絡み合っています。

こうしたケースは、身近にありがちですが、顕在化しておらず、対応のノウハウも不足しているのが実情です。地域福祉としては、ゆるやかなつながりの中、自立を促すサポートの可能性はあり、議論を深めていく必要があります。これまでの青少年指導員や子ども会、自治会町内会活動などにより、小学校から社会参加の機会を増し、顔の見える関係をつくり、予防や早期対応が可能となります。

また、保護司は、犯罪を犯してしまった青少年の社会復帰に向けて、地域生活の場において指導をいただいています。保護司の地道な取組と経験が、青少年の非行防止につながります。また、保護司や保護司の取組をサポートする更生保護女性会では、自治会町内会などとタイアップし、青少年の犯罪防止として「社会を明るくする運動」を進めています。

コラム 栄区の待機児童対策について

乳幼児期の保育・教育、地域子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）がスタートしました。

新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっており、本市においても「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」）が策定されました。

栄区には、保育所や認定こども園、小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育資源、幼稚園等の教育資源があります。乳幼児期の保育・教育ニーズを踏まえ、保育・教育資源の充実・整備を進めてまいります。

Q 待機児童と聞きますが、栄区の現状はどのようなのでしょうか。

➡ **栄区は平成25年から待機児童ゼロを継続しています！**

区内のエリア分析を行い、保育のニーズに応じて対策を取ってきたことで、待機児童ゼロを継続しています。

○保留・待機児童数の推移（栄区・各年4月1日現在） （単位：人）

	23年	24年	25年	26年	27年
保留児童	47	50	45	47	52
待機児童	13	6	0	0	0
（参考） 就学前児童数	6,381	6,267	6,064	5,938	5,752
利用児童数	1,201	1,222	1,273	1,314	1,390

また、事業計画の中では、本市における保育・教育資源の柱の一つとして、認定こども園を推進するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行を目指すことが方針の一つにあります。

Q 栄区では認定こども園はどのくらいあるのでしょうか。

➡ **栄区には幼保連携型の認定こども園が3園あります！**

- ・認定こども園 中野幼稚園 中野どんぐり保育園
- ・認定こども園いのやま いのやま幼稚園 いのやま保育園
- ・認定こども園 いいじまひがしこども園（平成28年4月1日開園）

8 児童虐待への取組

(1) 状況

横浜市の26年度の児童虐待の状況としては、

- ・児童虐待の種別としては、心理的虐待が最多
- ・年齢別としては、0歳から5歳までの乳幼児が約4割
- ・虐待者としては、「実父」と「実父以外の父」で5割超え
- ・経路としては、25年度に引き続き警察が一番多く、2年連続で500件超
- ・一時保護件数は年々増加（うち、虐待を理由とした一時保護が5割以上）

となっています。栄区では、虐待件数は横ばい傾向にあり、その内容は、基本的には同様の状況です。

(2) 取組

栄区では、こんにちは赤ちゃん訪問、母子訪問（訪問率）、乳幼児健診（4ヶ月受診率）を通して、リスクの高い家庭を把握し、継続的支援をしています。また、母子訪問の際、産後うつスクリーニング指標であるEPDSを行っており、早い段階からのリスク把握をしています。

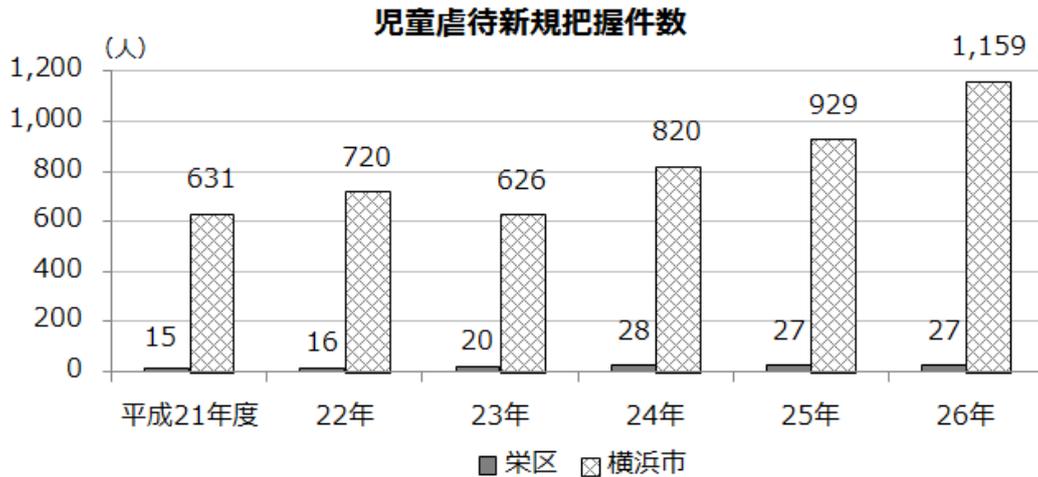
また、保育園・学校や主任児童委員と連携し、状況の把握とタイアップした家庭支援を行っています。

地域全体としての子育てへの支援の必要性、児童虐待などへの関心を高め、さらに、きめ細かな支援や早期発見につなげるため、地区ごとの虐待防止連絡会の設立を進めています。

9 子どもの貧困

本市では、生活保護や児童扶養手当を受給している世帯の子どもの数が、過去20年間で全体として増加傾向にあります。また、貧困状態にある子ども・家庭では、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できない等により、養育環境が十分に整えられていない状況や家庭の経済的な理由により、進学に際し十分な機会を得ることができない状況等があります。

将来を担う子どもたちの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況による養育環境の格差や、就学の機会・就労の選択肢の狭まりからくる貧困の連鎖を防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援を確実に届ける仕組みをつくる必要があります。



コラム 学齢期の子どもたちと地域とのかかわり

横浜市では、平成 31 年度末までに「待機児童ゼロ」を目指して取組を進めていますが、保育園だけでなく、小学校に入学した時の預け先がない、いわゆる「小1の壁」の存在が指摘されています。そのため、学齢期の児童への対応にも力を入れています。

すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるように、居場所の充実という方向性で、全小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換などハード面の施策を進めていますが、それだけでなく、学齢期の子どもたちに対するソフト面の対策の必要性が高まっています。

例えば、従来から、登下校の見守りなどの取組が行われてきましたが、他都市において中学生が犠牲になる事件が発生するなど、こどもを取り巻く環境が変化していることから、学齢期の子どもと地域との顔の見える関係づくりの重要性が改めて指摘されています。

栄区でも、子育て関係者、地域の代表やなどで構成される栄区版子ども・子育て支援会議において、「幼い頃からあいさつをするなど、子どもたちの顔を知っていることが事件を減らす」、「小学校の頃から様々な交流をすること、人間関係づくりが大切」などの意見が出されています。

そこで、第3期計画では、地域の大人たちが学齢期の子どもたちと主体的に関わっていく取組を推進していきます。

【目指すべき地域社会のあり方】

1 安心して子育てできる地域社会

- (1) 妊娠・出産・子育て期において、当事者同士や地域の育児経験者などとの身近な交流により、孤立せずに豊かな子育てができる地域社会を目指します。子育て世代への理解を促し、地域全体で子育て家庭に寄り添い、温かく見守るネットワークでつながる地域を目指します。
- (2) 地域で孤立化するリスクのある家庭も多くあります。児童虐待の予防や早期発見のために、日頃から温かな見守りがあり、いざという時には、関係機関へ連絡できるように専門性のある人たちとのネットワークがある地域社会を目指します。
- (3) 学校等と連携し、福祉・保健に関する啓発を行うなど、若い世代が自分自身を大切にし、子育てが楽しいと思えるような社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①地域住民への啓発 自治会町内会が主任児童委員などと連携し、地域住民が女性の社会進出と子育て環境の厳しさを理解し、子育て世帯を温かく見守る環境づくりを進めます。</p> <p>②保護者への情報提供 情報収集が限定されやすい子育て世代や、地域資源を含めた生活に必要な情報を選択できるように、生活スタイルに対応した各種情報ツールの充実を図ります。</p> <p>③若い世代への啓発 若い世代がライフイベントを意識し人生設計できるよう、年代に応じた的確な情報提供の機会を作ります。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①保護者へのサポート 子育て世代に対して日頃から公園や隣近所などでの温かい声かけをし、子育て経験者を中心に、地域全体で保護者の心情を汲み取り適切にサポートします。 また、子どもの健全育成と発達に応じた子育てに寄り添うためのフォロー体制の充実を図ります。</p> <p>②場づくり 自治会館・地域ケアプラザ・地区センターなどを活用し、子育て世代が集える身近な交流の場づくりを進めます。</p> <p>③保護者からの相談 保育所や幼稚園などの育児相談・園庭解放などの育児支援機能を活かし、緊急な相談窓口としての活用を図ります。</p> <p>④連絡 身近な地域で子育て世代を見守る中で、虐待が疑われる場合は区役所などの関係機関への連絡がスムーズにできるような働きかけをします。</p>

共 助	つながる
	<p>①地域ネットワーク 児童虐待防止連絡会など、地域の関係者が情報共有し、地域全体で見守る体制づくりを推進します。</p> <p>②幼保小連携 幼稚園・保育所、小学校と地域が連携し、世代間交流による豊かな成長の機会につなげます。</p> <p>③施設連携と団体の育成 子育て支援拠点と区役所が連携し、区内子育て施設とのつながりや子育て支援活動団体の育成などを進めます。</p>

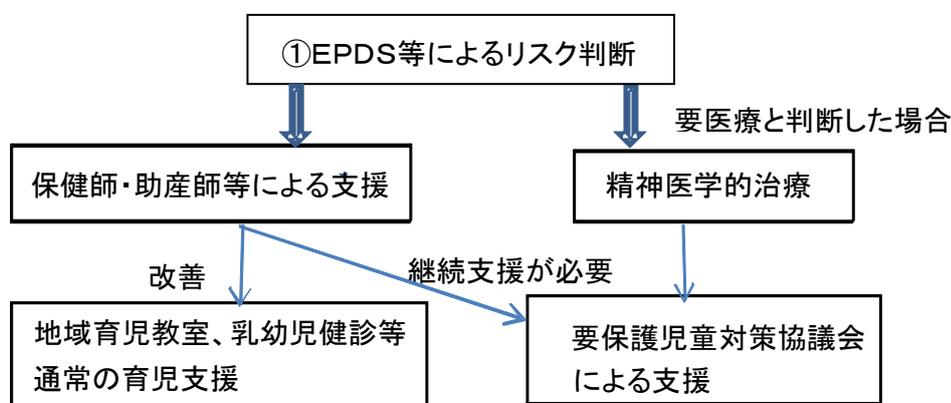
コラム 産後うつ予防

少子高齢化・地域コミュニティの希薄化により、子育て家庭における育児の孤立化が課題になっています。育児の孤立化により、育児不安や育児の負担感が産後うつの悪化につながったり、産後うつの発見の遅れにより、うつ病への移行や、児童虐待につながるリスクがあります。

厚生労働省における児童虐待の重症事例の分析でも、未然防止に向けた対応策に関する分析に「精神疾患のある養育者等支援を必要としている家庭への対応」が挙げられています。産後うつは産後1～2週から数か月以内に10～20%の頻度で発症します。気分の沈みや食欲の低下、不眠、疲れやすさや気力の減退、思考力や集中力が減退する等の症状が見られ、必要以上に罪悪感を抱いて自分を責める場合もあります。

しかし早期にリスクを発見し適切なケア・治療につながることで回復する可能性が高いとも言われており、母親の気持ちの変化を見逃さないことが重要です。

そこで、栄区では産後の母子訪問時にEPDS（エジンバラ式産後うつ評価指標）により、早期発見・早期支援を行っています。



【目指すべき地域社会のあり方】

2 子どもや青少年の豊かな育ちのある地域社会

- (1) 家族のあり方や近隣との関係性が変化し、地域社会との交流はより大切になってきています。子どもや青少年が、キャンプ、運動会、スポーツ、文化活動などを通し、多様な住民との関わりの中から、社会性や自己肯定感を育てていけるような地域社会を目指します。
- (2) いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮などで、困難をかかえる子どもたちを地域全体で支援していける地域社会を目指します

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①保護者や地域住民への情報提供 子どもや青少年が参加できるよう、身近な地域での交流の場やイベントなどの情報提供をするとともに、地域の活動団体である青少年指導員やスポーツ推進委員、子ども会などの活動について広報を行います。 また、発達障害や虐待、生活困窮など、子供の成長・家庭の状況によって生じる様々な課題への理解を進めます。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①場づくり 地区センター・コミュニティハウスなどを、子ども・青少年の文化活動、読書活動のほか、世代間交流の場や居場所として活用していきます。 また、職業体験や学習支援、育児体験等により、子ども自身が将来を考える力を育むきっかけづくりを進めます。</p> <p>②各種団体の活性化 困難を抱えた子どもの増加などにより、今後重要になる子ども・青少年の育成活動の活性化に、地域住民、特に子育てを経験した世代の参加を促し、栄区らしい健全育成につなげます。</p>
共 助	つながる
	<p>①子ども・若者の自己肯定感醸成の場 ヤングフェスティバル・中学校対抗駅伝・ロードレース大会など、中学生が活躍できるイベントの活性化をはかり、自身の可能性を見出す機会の提供を図ります。</p> <p>②支援のネットワーク 困難をかかえる子どもに対する理解を深め、地域全体での見守りや声かけを広げます。自治会町内会・各種団体などがつながり、地域の場を活用した支援につなげます。</p> <p>③支援する団体の育成 養育環境に課題があるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生に対し、きめ細かな支援が届くよう、地域主体の活動を運営する団体を育成します。</p>

【目指すべき地域社会のあり方】

3 家庭参加・地域参加のある地域社会

- (1) 共働き家庭、一人親世帯が増加する中、子育て世帯が地域と関わりを持てるよう、子育てサロンや地域イベントへの参加の声かけを積極的に行います。特に、働く男性が育児、家事、地域活動に参加し、地域の中でやりがいや充実感を持つことができる社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①働く価値観を考える</p> <p>妊娠・出産、子育て、子ども・青少年育成において、家庭や地域社会は重要な役割を担っています。働く世代が、家庭や地域活動へ積極的に参画するよう、また、働く世代を含め地域全体で、働くスタイルや働くことの価値観の見直しなどを考えられるよう、積極的に働きかけていきます。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①働く世代の場づくり</p> <p>働く世代を対象とした企画（男性向け育児講座、料理教室等）を取り入れ、働く世代が地域で活動できるように、地区センター、地域ケアプラザなどの活用を推進します。</p> <p>②働く世代の参加、防災訓練をきっかけに</p> <p>災害時は、家族の安否確認など地域の力なくしては対応できません。防災訓練などをきっかけに、地域活動に積極的な参加を促し、「自分事」の共助となるように働きかけていきます。訓練などで構築された顔の見える関係から地域活動へ広めていきます。</p>
共 助	つながる
	<p>①世論への働きかけ</p> <p>働き方の見直しは、働く人のみでなく、経営層、地域など周囲の理解が不可欠です。個人の価値観の問題もありますが、女性の社会参加やワークライフバランスの問題について地域全体で考えていく機運をつくります。</p>

コラム ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

横浜市では、結婚に関する動向（未婚化、晩婚化の進行）、夫婦共働き世帯の増加、子育て世代の男性の長時間労働、若い世代の所得の伸び悩み、地域のつながりの希薄化による子育て中の孤立感など、様々な要因が絡み合い少子化が進行しています。栄区においても出生率はここ数年減少傾向にあります。

少子化の進展により、子ども同士、特に異年齢の子ども同士の交流の減少や子どもに対する保護者の過保護・過干渉の傾向が生じ、子どもの社会性がはぐくまれにくくなるなどの子ども自身の発達にも大きな影響が及ぼされています。

そこで、栄区では、「安心して子どもを育てられる」「子育てが楽しい」と思えるように、将来の子育て世代や子育て中の保護者を対象に、結婚、妊娠、出産、子育てに関する知識の普及・教育や、仕事と子育て・家庭生活の両立に関する支援制度について情報提供を行い、個々人が希望するライフスタイルの実現を支援します。

特に、子どもが心豊かに育つ温かい環境を周囲の大人がつくり、地域全体で子どもを大切にする機運を醸成します。育児や家事、地域活動への参加は父親と母親がともに行うという意識やワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは…??

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

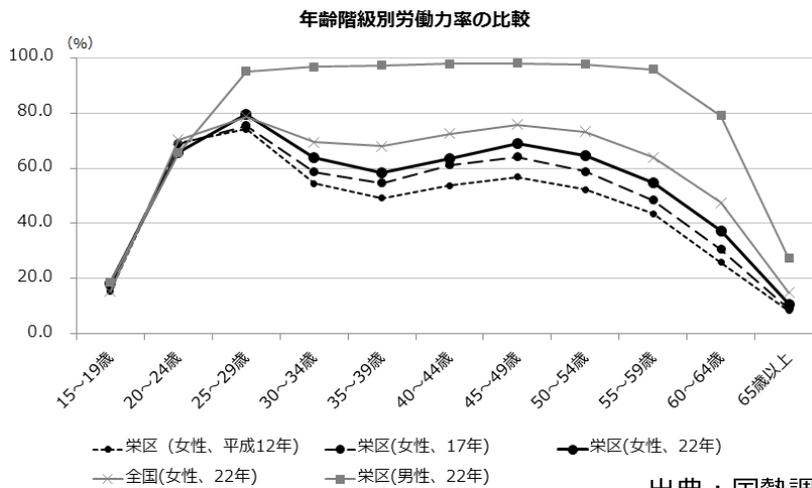
<p>★男性も女性も、あらゆる世代の人のためのもの</p> 	<p>★子育てや介護だけでなく、地域活動や自己啓発も含めた様々な活動を行うためのもの</p> 
<p>★人生の段階に応じて、自分の希望するバランスで実現できるもの</p> 	<p>★「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすもの</p> 

「ワーク・ライフ・バランスガイド」抜粋

コラム M字カーブ（女性の年齢階級別労働力率）

栄区の働いている人の割合（年齢階級別労働力率）を5歳ごとにみると、男性は25～29歳で約95%に達し、55～59歳まで概ね高い割合を維持しているのに対し、女性は25～29歳で最も高く、35～39歳まで減少した後再び労働力率が上がる、M字型のカーブを描いています。この形状は、結婚、出産、育児のために一時的に仕事を辞め、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを示しています。

平成12年、17年と比較すると、栄区の女性の各年齢階級で労働力率は上昇していますが、全国と比較すると、30～34歳以上の全ての階級で労働力率は低くなっています。



※労働力率は、

$$\frac{\text{労働力人口}}{\text{人口総数} - \text{労働力人口不詳}}$$
 で算出しています

出典：国勢調査

テーマ4 区民総ぐるみの健康ライフスタイル

【現状と課題】

1 平均寿命と健康寿命

平均寿命は「生まれてから亡くなるまでの期間」、健康寿命は、その内「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」で、平均寿命と健康寿命の差は「健康上の問題で日常生活に制限がある期間」です。

平成23年の栄区民の平均寿命は男性81.38歳、女性88.08歳、健康寿命は男性80.03歳、女性84.75歳で、平均寿命と健康寿命の差は男性1.35歳、女性3.33歳となっています。

健康寿命には、介護が必要となる原因である生活習慣病も影響します。「心身ともに健康に暮らしたい」「自分らしく、いきいきと毎日を過ごしたい」という思いは誰もが願うことですが、そのためには、一人ひとり自ら「健康でありたい」と思い、生活習慣を改善し、健康的な自分らしい生活を目指すことで健康寿命を延ばし、健康寿命を平均寿命に近づけていくことが重要です。

【栄区の平均寿命と健康寿命】（平成23年）

	男性	女性
平均寿命	81.38歳	88.08歳
健康寿命	80.03歳	84.75歳
平均寿命－健康寿命	1.35歳	3.33歳

※栄区の健康寿命

介護保険法の要介護認定における「要介護2～5」を、介護を要する状態として算出した「平均自立期間」を参考値としています。

2 死因別死亡数の状況

平成26年の横浜市人口動態統計によると、栄区民の死亡総数に占める構成比のうち、「悪性新生物（がん）」が30.4%、「心疾患」が12.4%、「脳血管疾患」が7.0%となっており、生活習慣病が半数を占めています。主要死因について状況を確認し、効果的な取組につなげる必要があります。

＜主要死因の状況＞

○悪性新生物（がん）

悪性新生物は死因の第1位です。死亡数が多い部位別悪性新生物は、男性は肺がん、胃がん、大腸がん、女性は大腸がん、肺がん、乳がんとなっています。

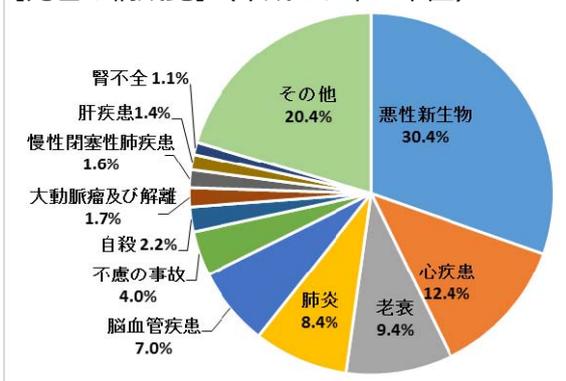
○心疾患

心疾患は死因の第2位です。主な死因では、急性心筋梗塞が最も多く、次いで心不全となっています。男性は急性心筋梗塞、女性は心不全が最も多くなっています。

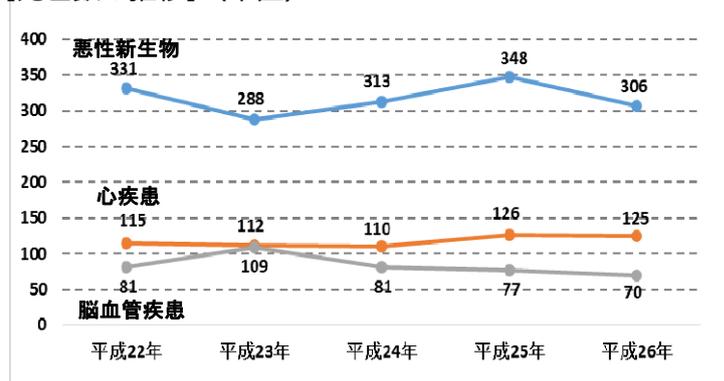
○脳血管疾患

脳血管疾患は死因の第5位です。主な死因は脳梗塞が最も多く、次いで脳内出血、くも膜下出血となっています。男性、女性ともに脳梗塞が最も多くなっています。

【死亡の構成比】（平成26年 栄区）



【死亡数の推移】（栄区）



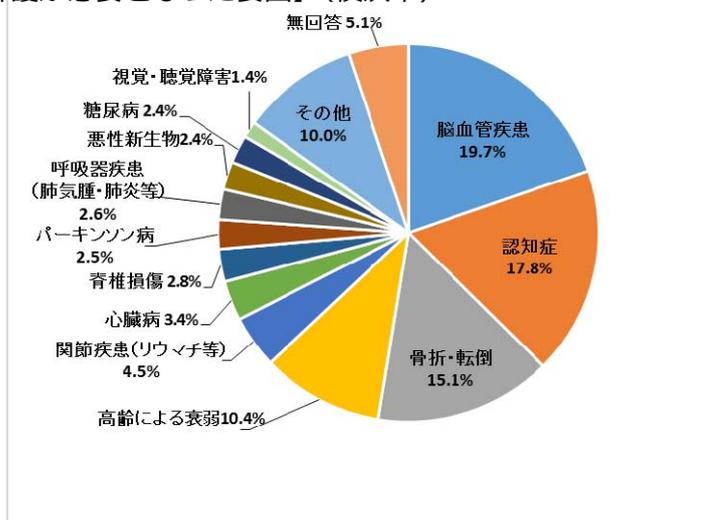
3 介護が必要となった原因疾患

平成25年度の横浜市高齢者実態調査によると、要介護と認定された者のうち、介護が必要となった原因疾患は脳血管疾患が最も多く、次いで認知症、骨折・転倒となっています。また、生活習慣病では心臓病、呼吸器系疾患（肺気腫、肺炎等）、悪性新生物、糖尿病となっています。

要支援となった原因疾患は骨折・転倒が最も多く、次いで高齢による衰弱、関節疾患（リウマチ等）となっています。

要介護は生活習慣病を起因として、要支援は身体機能の低下が主な要因となる可能性があります。

【介護が必要となった要因】（横浜市）



4 食生活

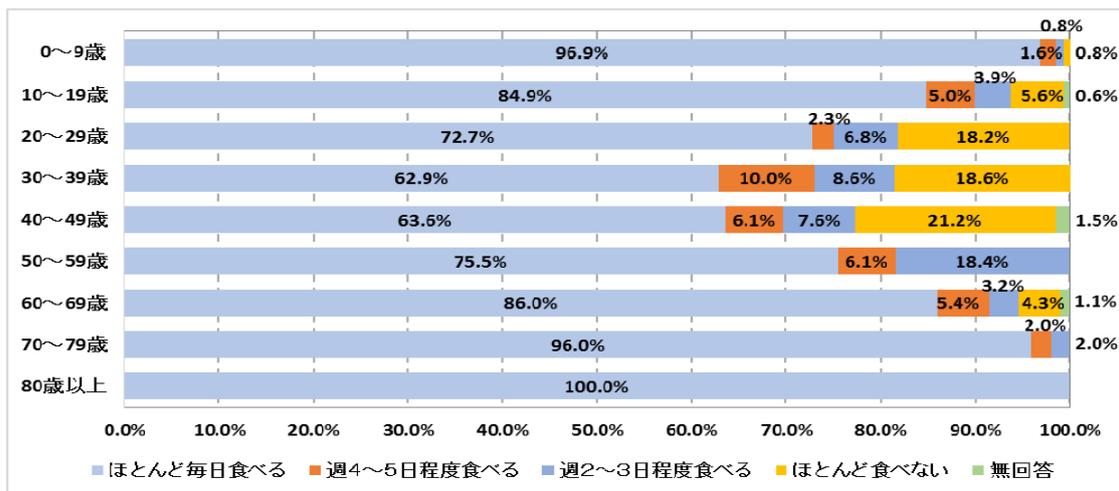
(1) 朝食の欠食率（朝食を食べる日が、週5日以下）

平成26年度の横浜市食育目標に関する調査によると、年齢別では、20～29歳、30～39歳で朝食の欠食率が高くなっています。

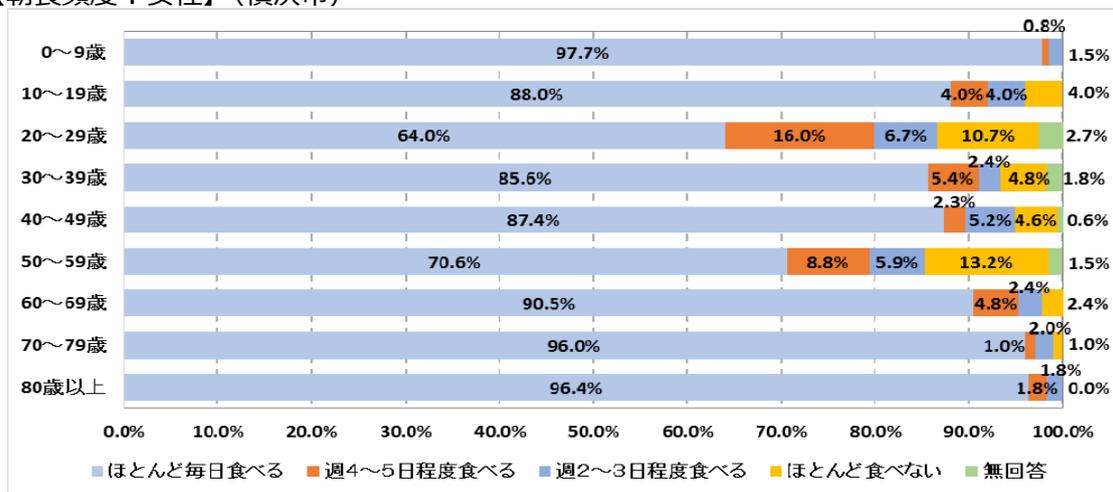
朝食を食べない最も大きな理由では、「時間がないから」が最も多く、次いで「食欲がわからないから」「以前から食べる習慣がないから」となっており、朝食欠食が習慣化していることが見受けられます。

朝食は毎日の生活のスタートであり、1日の活力の源となります。健康を維持し、必要な栄養を過不足なく摂るためにも、1日3食、バランスよく食べる必要があります。

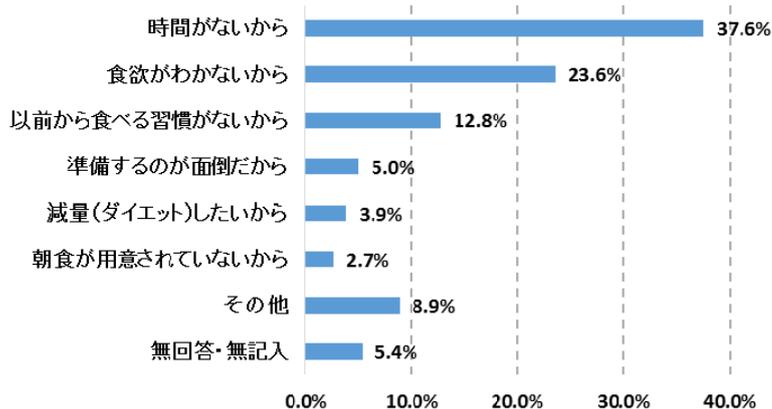
【朝食頻度：男性】（横浜市）



【朝食頻度：女性】（横浜市）



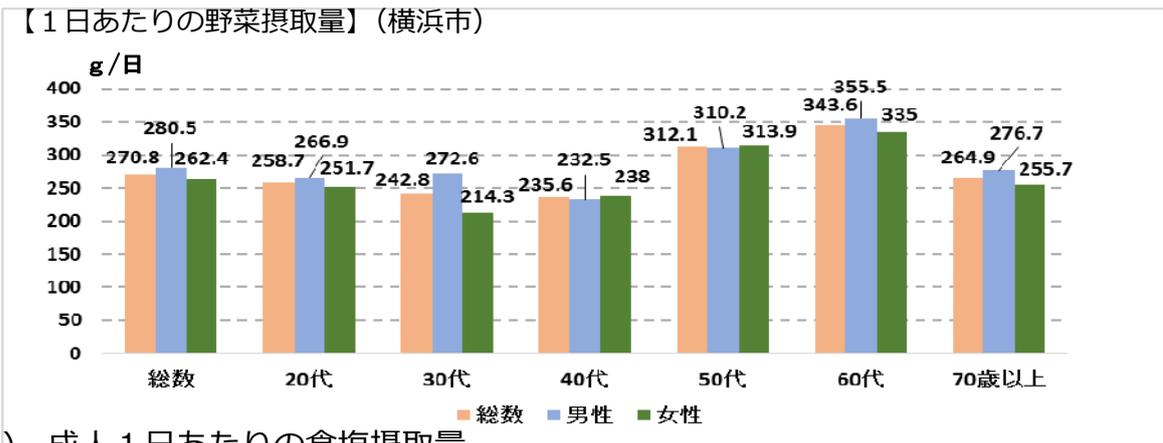
【朝食を食べない最も大きな理由】（横浜市）



(2) 成人1日あたりの野菜摂取量

平成21年～23年の国民（県民）健康・栄養調査によると、270.8gとなっています。しかし、成人1日あたりに必要な野菜摂取量は350g以上が目標であり、摂取量は十分ではありません。

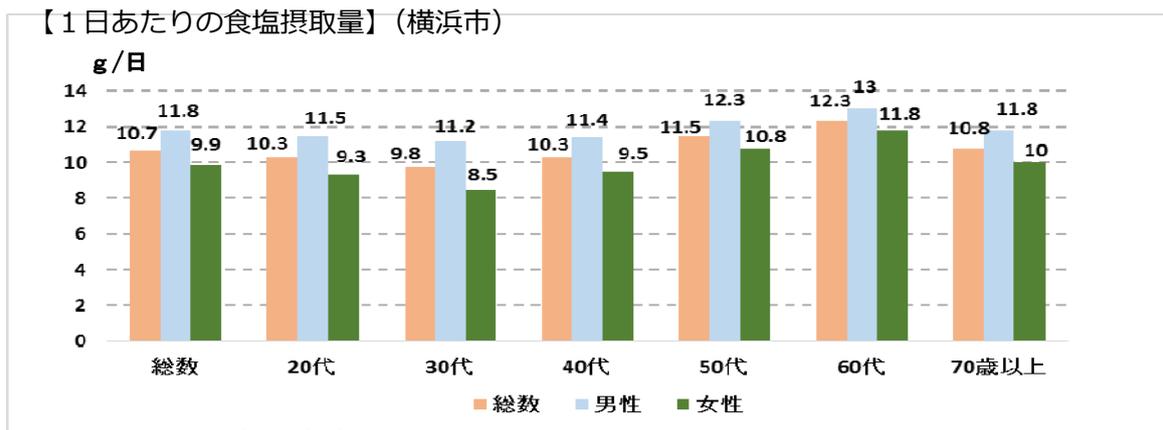
1日350g以上の野菜で、ビタミン、ミネラル、食物繊維など健康に欠かせない栄養素の適正摂取が期待されます。健康に良い野菜を毎日たくさん食べることは、生活習慣病の予防や健やかな身体づくりのためにも必要です。



(3) 成人1日あたりの食塩摂取量

平成21年～23年の国民（県民）健康・栄養調査によると、男性11.8g、女性9.9gとなっています。成人1日あたりの食塩摂取量は、男性10g未満、女性8g未満が目標であり、摂取量が多い状況です。

食塩の摂りすぎは高血圧、ひいては脳卒中や心臓病などの生活習慣病をおこしやすくします。食塩は家庭で使うしょうゆ、みそ、漬物、調理済み食品や加工食品からの摂取する機会が多く、調理や食事において食塩の摂取量を上手くコントロールしていくことが大切です。

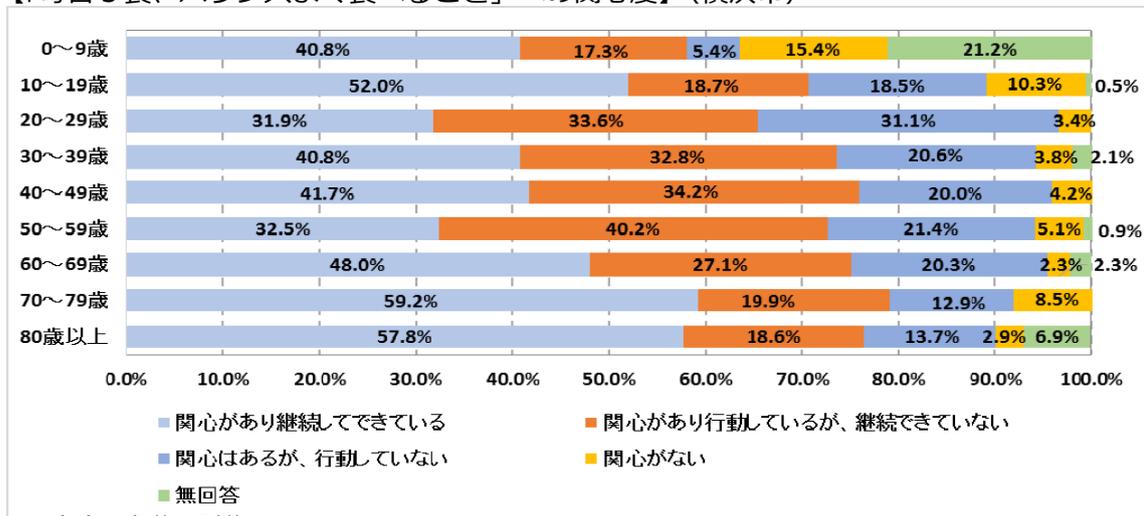


(4) バランスの良い食生活

平成26年度の横浜市食育に関する基礎調査によると、「毎日3食、バランスよく食べること」への関心度について、20～59歳では「関心があり行動しているが、継続できていない」と「関心はあるが、行動していない」を合わせた割合が、「関心があり継続できている」よりも上回っています。

成人期は日々の仕事や子育てなどで忙しく、健康に対する意識はあっても行動が続かない、意識が低いことがあります。成人期の食生活はメタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病など生活習慣病の要因となるなど、健康に与える影響が大きくなります。予防のためにも、1日3食、主食・主菜・副菜を基本として、栄養バランスの良い食事を食べることが大切です。

【「毎日3食、バランスよく食べること」への関心度】（横浜市）



※主食、主菜、副菜

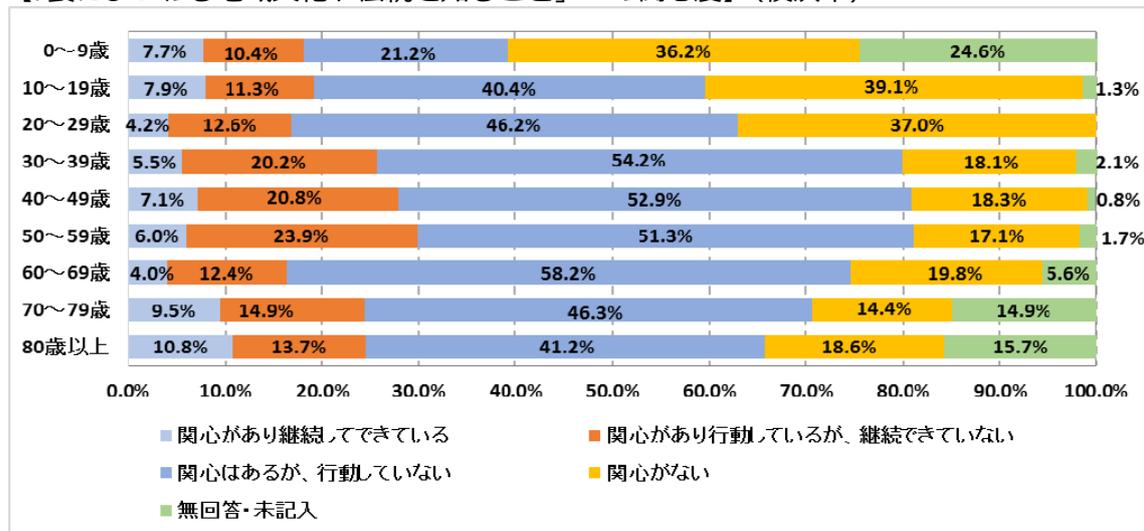
主食は「ごはん、パン、めん類」、主菜は「肉、魚、卵、大豆料理」、副菜は「野菜、きのこ、いも、海藻料理」

(5) 食にまつわる地域文化や伝統を知ること

平成26年度の横浜市食育に関する基礎調査によると、「食にまつわる地域文化や伝統を知ること」への関心度は、「関心がない」の0～29歳の割合が30歳以上よりも約2倍高く、若い世代の関心の低さがうかがえます。

地域が育んだ食文化や、地域の食材を活かす工夫や知恵を知ることが、健康と文化の充実とともに、世代間の交流や地域のつながりを深めます。

【「食にまつわる地域文化や伝統を知ること」への関心度】（横浜市）



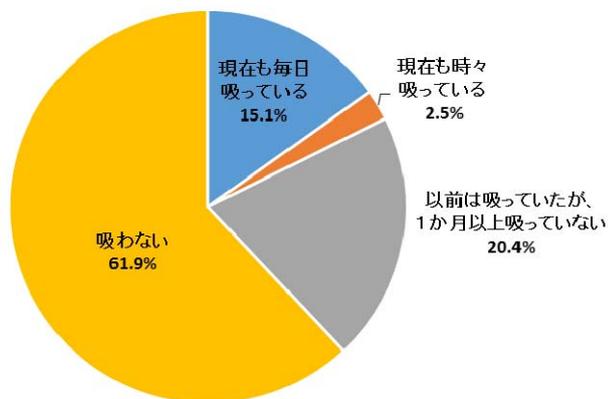
5 喫煙・飲酒習慣

(1) 喫煙習慣

平成 25 年の横浜市健康に関する市民意識調査によると、栄区民の喫煙習慣は「毎日吸っている」が 15.1%、「時々吸っている」が 2.5%、「以前は吸っていた」が 20.4%、「吸わない」が 61.9%となっています。

たばこは発がん物質を含む、ニコチン依存症になりやすい、慢性閉塞性肺疾患（COPD）やがんなどの生活習慣病のリスクが高くなるなどたばこを吸う人の健康を害する要因となるほか、たばこを吸っている人の煙を吸い込む「受動喫煙」により、たばこを吸わない人の健康へも大きな影響を与えます。地域全体の健康づくりのためにも、一人ひとりがたばこを必要としない意識の改革と行動が重要です。

【喫煙習慣】（栄区）



※慢性閉塞性肺疾患（COPD）

喫煙が主な原因を占め、呼吸器に障害が生じる疾患です。過去の喫煙による長期的な影響と、急激な高齢化により、今後全国的にも死亡数の増加が続くと予測されています。

(2) 飲酒量

生活習慣病のリスクを高める飲酒の量は、1日あたりの純アルコール量が男性 40g 以上、女性 20g 以上です。平成 25 年の横浜市健康に関する市民意識調査によると、栄区民の1日あたりの純アルコールを 40g 以上摂取している男性の割合は 18.7%、20g 以上摂取している女性の割合は 10.5%となっています。

飲酒は適量をたしなむことによって、緊張を和らげたり、ストレスを解消する効果はありますが、飲みすぎると脂肪肝をはじめ様々な生活習慣病のリスクを高めます。また、アルコール依存症から健康な社会生活を営むことができなくなる場合もあります。アルコールは高エネルギーのみの身体に必要な栄養素を含まない食品です。適度の飲酒を心がけることが大切です。

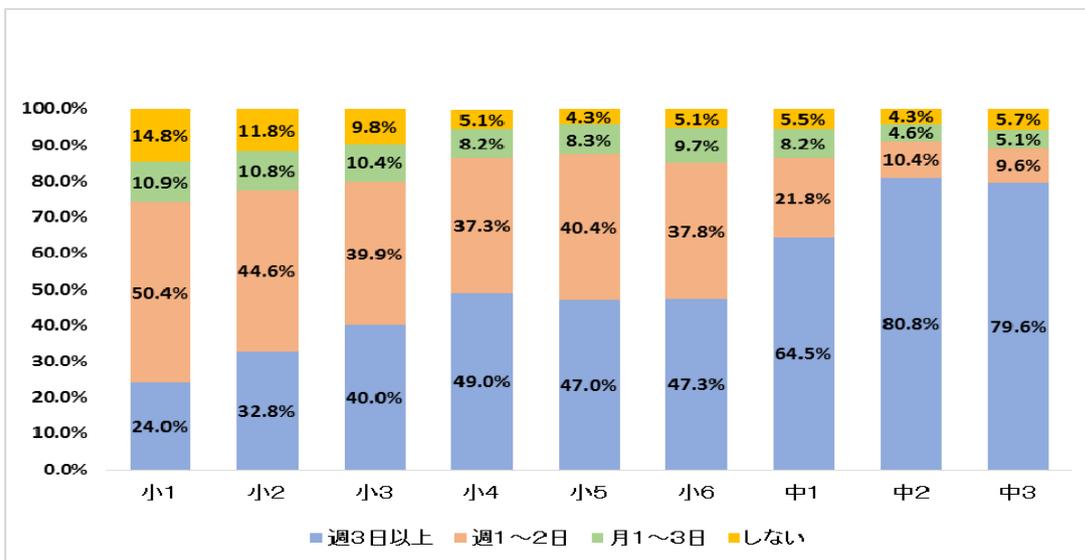
6 運動

(1) 小中学生の運動習慣

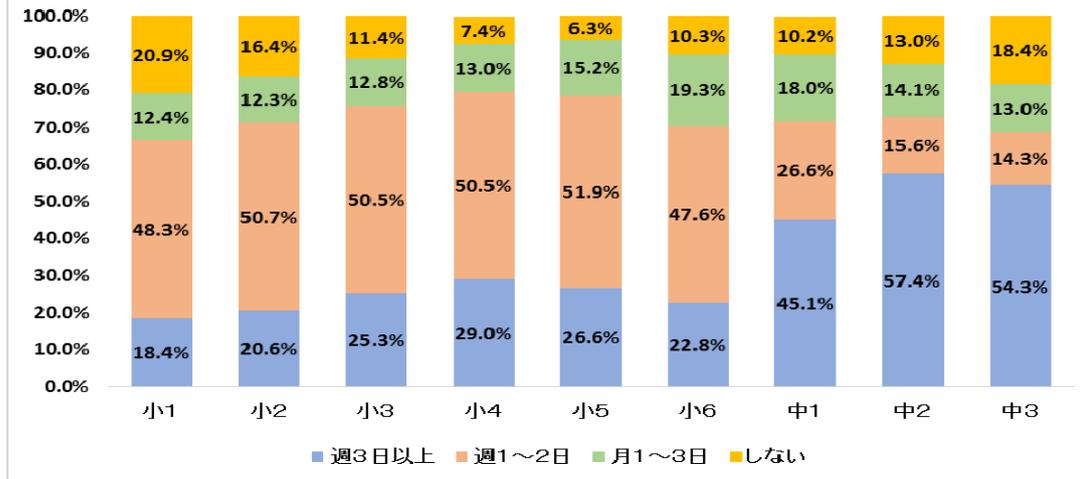
平成 26 年度の横浜市児童生徒体力・運動能力調査によると、運動やスポーツを週 3 日以上行う小学生の割合は男女ともに小学 4 年生が一番高く、中学生では男女ともに中学 2 年生が一番高くなっています。また、小学生、中学生ともに全学年において、男子の割合が上回っています。

子どものときに運動習慣を身につけることは、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図り、生活習慣病を予防し、生涯を通して運動・スポーツを楽しむことにつながります。また、地域の運動会やスポーツイベントなどへの参加を通して、世代間の交流や地域のつながりが深まります。

【運動やスポーツの実施状況】（男子 横浜市）



【運動やスポーツの実施状況】（女子 横浜市）



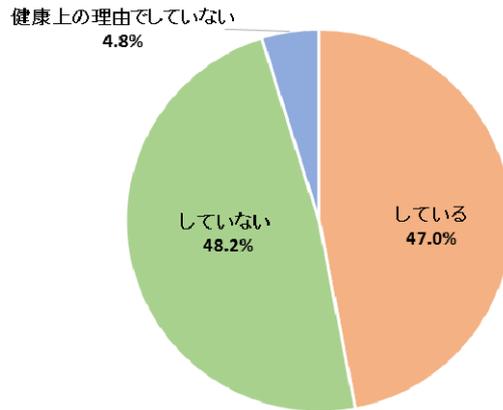
(2) 成人の運動習慣

平成 25 年の横浜市健康に関する市民意識調査によると、栄区民が健康のために意識して体を動かしたり運動したりしているかについて、「している」が 47.0%、「していない」が 48.2%となっています。

1日 30分、週 2回以上の運動習慣のある人は、運動習慣がない人と比較して、生活習慣病の発症や生活習慣病による死亡リスクの減少が明らかとなっており、意識して体を動かし気分転換を図ることで、精神的なストレスを解消し、新たな活力をもたらすなど、心身の疲労回復にもつながります。

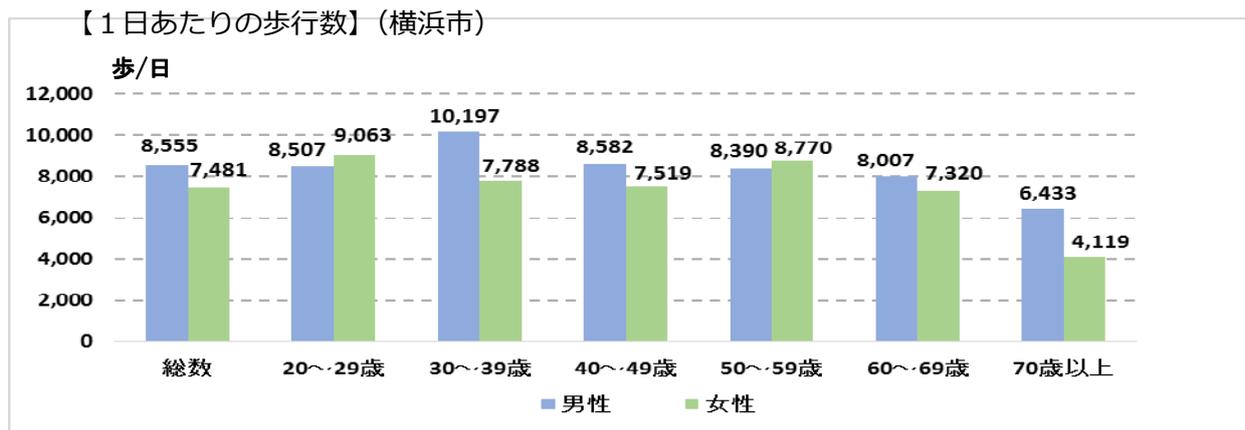
また、地域の運動会やスポーツイベントへの参加を通じて、世代間の交流や地域のつながりが深まります。

【意識して体をうごかしたり運動したりしているか】(栄区)



(3) 成人の歩行数

平成21年～23年の国民(県民)健康・栄養調査によると、20歳以上の歩行数の平均値は男性8,555歩、女性7,481歩となっています。年代別にみると、男性は20代～60代の全ての年代で、女性は20代、50代で8,000歩を超えています。

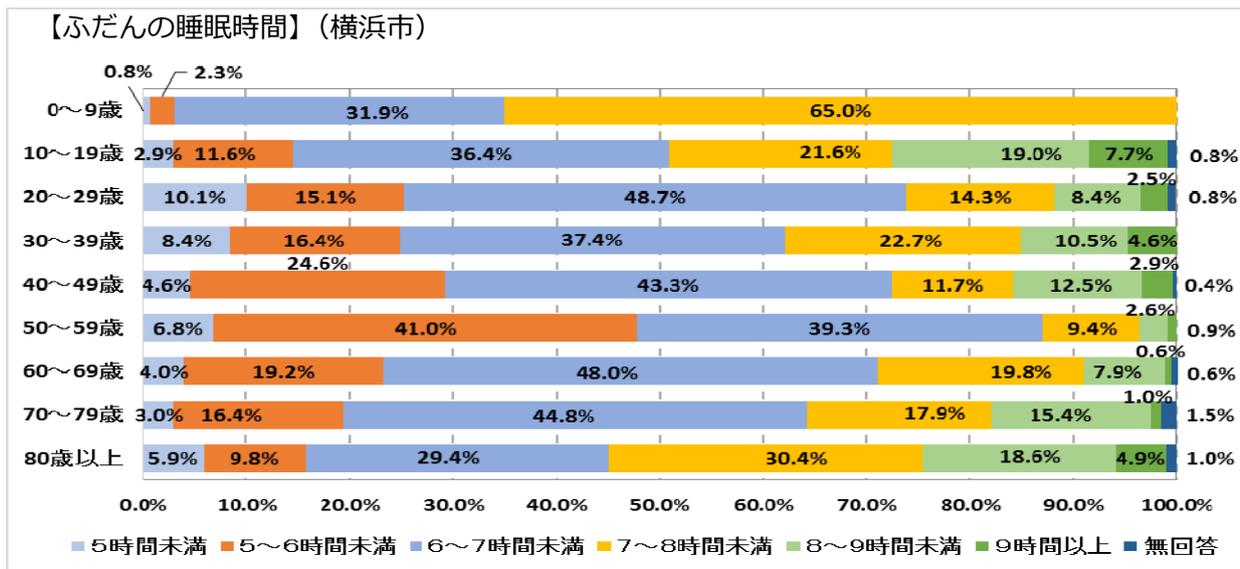


7 休養

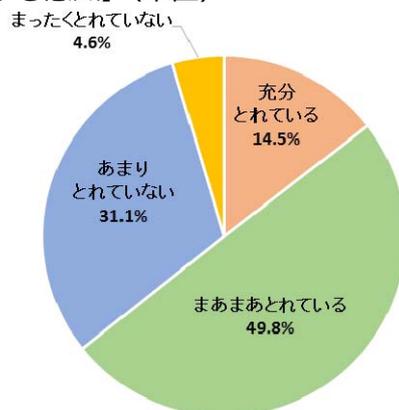
平成26年度の横浜市食育に関する意識調査によると、ふだんの睡眠時間について、5～6時間未満の割合は、0～9歳で3.1%となっていますが、10歳以降から増え始め、10～19歳では14.5%、20～29歳では25.2%、30～39歳では24.8%、40～49歳では29.2%、50～59歳で最も高く47.8%となっています。

また、平成25年度の横浜市健康に関する市民意識調査では、栄区民の20～69歳の睡眠による休養に対する意識は、「充分とれている」が14.5%、「まあまあとれている」が49.8%、「あまりとれていない」が31.1%、「まったくとれていない」が4.6%となっています。

睡眠不足や睡眠障害は、疲労感をもたらすなど、個人の生活の質に影響を与えるだけでなく、生活習慣病の発症や重症化の要因にもなります。質の高い睡眠を十分にとり、心身の疲労を回復することは、こころの健康を保つためにも重要です。



【睡眠による休養に対する意識】（栄区）



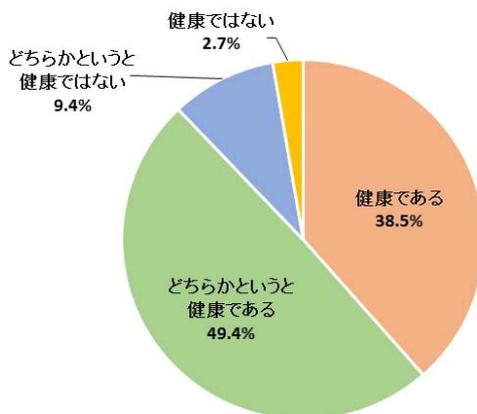
8 健康づくりへの意識と活動

(1) 健康に対する意識

ア 健康状態に対する意識（主観的健康感）

平成25年度の横浜市健康に関する市民意識調査によると、栄区民の健康状態に対する意識は、「健康である」が38.5%、「どちらかという健康である」が49.4%、「どちらかという健康ではない」が9.4%、「健康ではない」が2.8%となっており、自分は健康であると思う区民の多いことがうかがえます。

【この1か月間の健康状態】(栄区)



イ がん検診・特定健診の受診

栄区民の平成26年度の横浜市がん検診受診率は、胃がん検診6.0%、肺がん検診7.7%、大腸がん検診13.6%、子宮がん検診19.7%、乳がん検診17.2%となっています。また、平成25年度の横浜市特定健診受診率は20.8%となっています。がん検診や特定健診を受診していない区民が多く、「病気を早く見つけて適切に治療する」「病気の悪化(重症化)を予防する」「重症化させない」ことへの意識を高めていくことが必要です。

【横浜市がん検診受診率】(平成26年度 栄区)

対象者数			胃がん検診		肺がん検診		大腸がん検診		子宮がん検診		乳がん検診	
40歳以上 男女	40歳以上 女性	20歳以上 女性	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率
38,970	24,720	31,206	2,337	6.0%	3,019	7.7%	5,282	13.6%	6,144	19.7%	4,252	17.2%

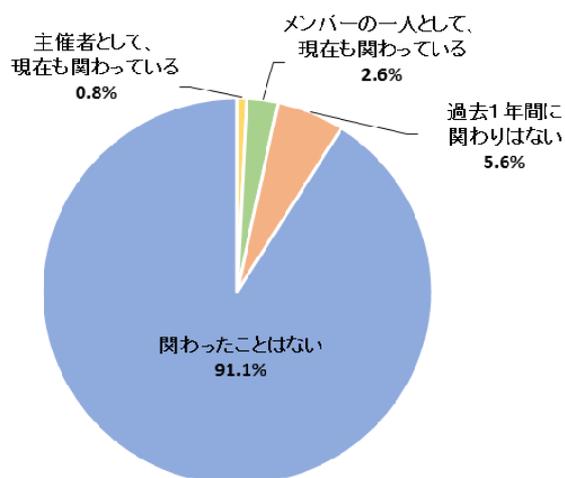
※子宮がん検診、乳がん検診の受診者数は、平成25年度、26年度の受診者数の合計

(3) 地域活動

ア 健康づくり活動への参加

平成25年度の横浜市健康に関する市民意識調査では、栄区民の健康づくりに関するグループ活動への関わりは「主催者として関わっている」が0.8%、「メンバーの一人として関わっている」が2.6%、「過去1年間に関わりはない」が5.6%、「関わったことはない」が91.1%となっています。

【健康づくりグループ活動への関わり】（栄区）



イ 町ぐるみ健康づくり活動グループ

栄区内では、誰もが身近なところで気軽に健康づくりとして、ラジオ体操、太極拳、ヨガ、ストレッチ、ウォーキング、グランドゴルフ、料理教室、健康講座など多彩な健康づくり活動を多彩に行っています。平成 27 年 4 月現在で 34 グループが活動しています。

ウ 元気づくりステーション

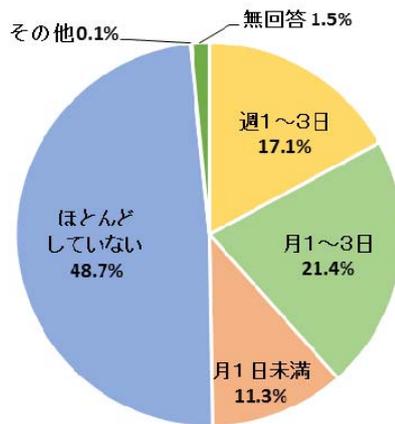
栄区内では、高齢者が身近な場所での健康づくりや介護予防として、体操、ウォーキング、認知症の予防に関する事など、各地域で様々な活動を行っています。平成 28 年 1 月現在、13 か所で活動しています。

エ ウォーキング

平成 26 年度の栄区民アンケートでは、日常の外出以外で健康のためにウォーキングをしている頻度は、「週 1～3 回」が 17.1%、「月 1～3 回」が 21.4%、「月 1 回」が 11.3%、「ほとんどしていない」が 48.7%となっています。

また、平成 27 年 12 月現在、市のウォーキングポイント事業への参加率が市内で一番高くなっています。

【健康のためにウォーキングをしている頻度】（栄区）



9 地産地消

栄区の農地は5,287ヘクタールで市内でも大きくはありませんが、身近な場所に畑があり、多くの種類の野菜が栽培されています。野菜は季節ごとに少しずつ栽培されていて、収穫した野菜は直売所などで販売されています。

地元の野菜を食する機会などを通じて農や野菜を身近に感じることは、健康で豊かな食生活につながります。

<栄区で作られている代表的な野菜（24種類）>

いんげん、枝豆、えんどう、かぶ、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、ごぼう、小松菜、春菊、大根、たけのこ、玉ねぎ、とうもろこし、トマト、なす、人参、ねぎ、白菜、ピーマン、ブロッコリー、ほうれん草、水菜、レタス

10 地域団体の活動

(1) 保健活動推進員

市長が委嘱し、地域における健康づくりを推進しています。各地区において健康チェックや体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙啓発、特定健診・がん検診の普及啓発などを行うほか、区役所等の健康づくり事業を一緒に行っています。平成27年4月現在、各地区の推進員あわせて133人が活動しています。

【栄区保健活動推進員数（地区別）】（平成27年4月）

豊田地区	笠間地区	小菅ヶ谷地区	本郷中央地区	本郷第三地区	上郷西地区	上郷東地区	栄区 計
32人	22人	22人	18人	15人	11人	13人	133人

(2) 食生活等改善推進員（愛称ヘルスマイト）

食育や健康づくりのボランティア活動をしています。地域での離乳食講座や料理教室、イベントを通して、バランスの良い食生活や野菜摂取、生活習慣病予防や口コモ予防などの普及啓発を行っています。区役所で開催するセミナーを修了した方を登録しており、平成27年4月現在、全登録者のうち88人が活動しています。

【目指すべき地域社会のあり方】

- 1 みんなが連携し健康づくりに取り組む地域社会を目指します。
 保健活動推進員、食生活等改善推進員、青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員主任児童委員、自治会町内会などが連携し、住民全体が健康に関心を持ち、また、子どもから高齢者まで運動・交流・食生活などの健康づくりに活発に取り組む地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①健康を知って、学ぶ</p> <p>健康は、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じて対応が大切です。基礎的な知識不足から、健康を損ねたり、生活の質へ長期的に悪い影響を及ぼす場合もあります。一人ひとりが生活に応じた「健康を学ぶ」ことが大切であり、そのための情報提供や講座等を行政・地域ケアプラザ・地区センターなどが積極的に行います。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①健康づくり講座</p> <p>区役所、地域ケアプラザなどで、健康づくり講座を開催します。その際、各機関が連携し、健康に関する様々な内容となるように留意します。特に、20～40歳代については、生活習慣病予防の観点からも対応できる講座を展開します。</p> <p>②各種団体の活性化</p> <p>地域の健康づくり活動を支えている保健活動推進員、食生活等改善推進員の一層の活性化を図るため、活動状況の広報などを行います。</p>
自 助	つながる
	<p>①運動会の開催</p> <p>地域が実施する運動会は、交流の場であるとともに、運動を始めるきっかけとして大切です。また、健康情報の発信の場にもなります。自治会町内会・各種団体が、今後とも、健康づくりの場として運動会を開催していきます。</p>

【目指すべき地域社会のあり方】

2 ウォーキングなど運動が活発な地域社会を目指します。

中年期から高齢期の方々が、生活習慣病予防、介護予防などに関心を持ち、また、ウォーキング、ランニング、身近なスポーツなどを楽しみながら、交流や仲間づくりなどに広がる地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①知る、学ぶ 生活習慣病予防、介護予防などの基礎知識やウォーキング、ランニングの方法などを知って、学ぶことが、行動を持続するポイントであり、地区センターや地域ケアプラザを地域健康づくりの拠点として、情報発信できるようにしていきます。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①イベントの開催 自治会町内会や各種団体が開催するウォーキングやランニングなどのスポーツイベントを通して、健康づくりとともに地域を知り、交流するきっかけづくりを積極的に行います。</p> <p>②スポーツセンター、地区センター、公園の活用 スポーツセンター、地区センターの体育館、公園は地域の運動の場として積極的に活用するとともに、施設側も地域の健康づくり拠点として、参加しやすいスポーツイベントなどを企画していきます。</p> <p>③各種団体の活性化 地域のスポーツ活動を支えている、スポーツ推進委員、体育協会の一層の活性化を図るため、活動状況の広報などを行います。</p>
	つながる
	<p>①区全体としての大会 区全体の大会であるロードレース大会、中学校駅伝とともに各種競技大会などについて、多くの参加者のもと、盛り上げていきます。また、区内の小中学生や高校生の大会などでの活躍の表彰などを通じ、区民全体での応援につなげます。</p> <p>②ウォーキングの推進 区民全体がウォーキングに取り組めるよう、関係部門が連携して、多くの区民が参加する「てくてくウォーク」をはじめ、魅力あるルートづくり、自治会町内会などのイベント開催など進めます。</p>

【目指すべき地域社会のあり方】

3 地産地消など食育に取り組む地域社会を目指します。

栄区には、農地が広く分布しています。農家とタイアップした、学校、保育所などや地域のお祭りでの地元野菜の供給、園庭や空き地を活用した野菜づくりなど、「近くでとれたおいしい野菜をしっかりと食べる（地産地消）」ができる地域社会を目指します。また、健康の基礎となる食に関心を持ち、食文化を継承していくなど、健康で豊かな食生活に取り組む地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①食を学ぶ 食への関心は高まっています。規則正しい食生活、栄養バランス、孤食の防止などの学びを広める。また、子どもの食生活の大切さについて、情報発信や乳幼児健診での講座などにより養育者の理解を深めます。</p> <p>②地元農産物の情報 栄区内に多くの農地があり、農産物が出荷されていることはあまり知られていません。栄区の農業の状況、地元の新鮮野菜などの購入場所、地元野菜を料理メニューとして取り扱っている飲食店などの情報提供をします。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①地元野菜を食する機会 学校や保育所などで、調理関係者の地産地消への理解を深めるとともに、行事、地域イベントなどに地元野菜を取り入れる機会を増やし、身近な農や野菜への関心を高めます。</p> <p>②豊かな食生活の実現 和食の魅力や伝統的な行事食など豊かな食文化を、地域、学校、保育所などでの行事を通して、次世代へ伝承します。また、地域で会食会を実施するなど、食を通じたふれあいを深めていきます。</p>
	つながる
	<p>①関係団体のつながり 地区連合、自治会町内会、食生活等改善推進員、保健活動推進員、農協、地区センター、地域ケアプラザ、消費生活推進委員などが連携し、食育、地産地消を普及します。</p>

コラム 健診や検診の啓発

自分の健康を守るため、健診を受けて健康状態を確認すること、がん検診を受けて病気を早期に発見することは、とても大事なことです。

地域の健康づくりに取り組む保健活動推進員と食生活等改善推進員は、健診と検診、二つの「けんしん」について知識や情報を伝えるとともに、自分も受診していることをPRする〈けんしん受けましたバッジ〉を身に付け、地域の健康づくり活動において「けんしん」を広めています。



けんしんPRバッジ

※保健活動推進員とは

保健活動推進員は、市長が委嘱する「地域の健康づくりの推進役」であり、「行政の健康づくり施策のパートナー」です。

活動例)

保健活動推進員全体研修会

地域での健康づくり活動の企画・実践

(健康チェックや体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙啓発、特定健診・がん検診の普及啓発)

区役所等の健康づくり事業への協力(区民まつり、イベント等)

※食生活等改善推進員とは

食生活等改善推進員(愛称ヘルスメイト)は、子どもから高齢者までを対象に食育や健康づくりのボランティア活動を行っています。

活動例)

定例研修会

子育て世代の健康づくり講座

TUNAGU(生活習慣病予防の講座)

区民まつりや地域イベント

コラム さかえの野菜めしあがれ!



おいしくて健康に良い野菜を毎日の食卓にのせるなど、野菜への関心を高めていただくため、「栄区で採れる野菜を使った、手軽に作れる簡単レシピ」を栄区にお住まい又はお勤めの皆様に募集したところ、50のレシピが集まりました。

レシピをより広く周知するため、料理レシピサイト「クックパッド」の横浜市公式キッチンを27年12月に開設し、順次掲載しています。

横浜市の公式キッチン

検索

テーマ5 地域防災における福祉的視点の充実強化

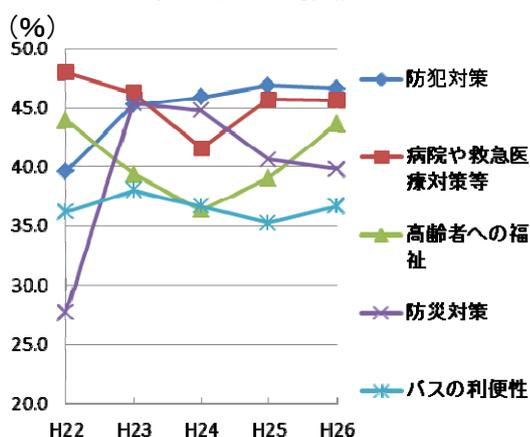
【現状と課題】

1 防災への意識

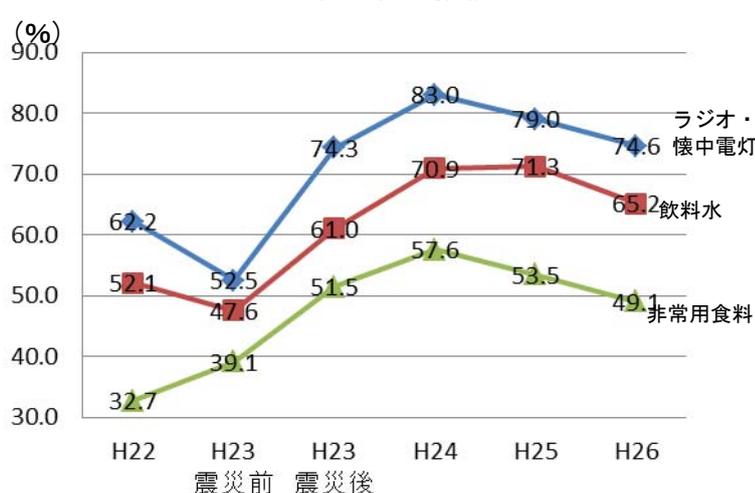
平成26年度に実施した「栄区民アンケート」の結果では、「自分の地区の避難所を知っている」方の割合が、8割を越えました。

一方で、「住んでいる地域にとって特に力を入れた方がいいと思う項目」として「防災対策」を選択した方の割合（平成22年度～平成26年度）は、平成23年3月に発生した東日本大震災を機に大きく上昇した後、3年連続で減少しました。震災等の災害に対する備えについても、同じような減少傾向があり、東日本大震災で高まった防災意識についても、風化の兆しが表れてきています。

「特に力を入れた方がいい項目」
上位5項目の推移



「震災等の災害に対する備え」
上位3位の推移



2 栄区防災計画での位置付け

(1) 避難所

東日本大震災では、決められた避難場所ではなく、身近な場所へ避難するというケースが多く見られました。災害発生の際、特定の避難所に避難者が集中することのないよう、避難所の役割を、日頃から地域で共有しておくことが大切です。

ア 地域防災拠点

地震により住宅を失い又は破損等により居住することができなくなった方が避難する場所で、区内の小中学校等から20か所を指定しています。

地域防災拠点は、情報拠点、備蓄拠点としての機能も備えています。

イ 地域避難所

災害状況や地形上の理由により地域防災拠点に行くことが困難な場合や、災害発生初期や短時間の避難を想定した、自治会館、町内会館、地区センター等を活用した避難所です。栄区が独自に定めた避難所で、平成26年度から選定を始めています。

ウ 特別避難場所

災害時に地域防災拠点等での避難生活が困難な高齢者、障害者の方のために、栄区役所と『災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定』を締結した福祉施設等を活用した避難所です。栄区では、平成28年4月1日現在、区内の23か所の福祉施設と協定を締結しています。

(2) 要援護者避難支援

東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍という報告がありました。避難所では、障害者の障害特性に合わせた避難生活を送れなかったということなども起きました。

栄区では、地震等の災害発生時に、両隣の方々へ声かけするなど、地域で連携した避難行動を取ります。自治会町内会は、身近な地域避難所などで、平常時から把握している要援護者等の安否確認を行います。地域防災拠点では、栄区役所から提供される要援護者名簿に基づき、自治会町内会と栄区役所が連携し、安否生存確認を行います。

また、避難された要援護者の方々については、地域防災拠点で可能な限り生活できるよう、地域ボランティアによる支援を行います。集団生活が困難であったり、専門的ケアが必要な場合は、特別避難場所に移動します。

(3) 女性、障害者への配慮

東日本大震災では、生理用品やおむつ、粉ミルク等の生活必需品が不足したり、授乳や着替え、物干し場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所がありました。

栄区では、長期化する避難所生活において、女性が安心して過ごせることができるよう、プライバシーと性差に配慮した避難所運営、避難所生活における安全性の確保、女性の声が通りやすい環境づくりを進めます。

また、高齢者が長期化する避難所生活を少しでも過ごしやすいよう配慮するとともに、障害者の障害特性に応じた視点・ニーズを避難所運営に反映できるように取り組みます。

3 取組状況

(1) 防災訓練

防災訓練は、災害発生時の混乱した状況において的確な行動を取る、また、防災への意識啓発や知識を身に付ける、さらに、地域での顔と顔が見える関係づくりを目的としています。

東日本大震災では、日頃の訓練が適切な避難行動を導き、大切な生命を守ることができた地区や施設がありました。

栄区では、地域防災拠点や自治会町内会を中心に、防災訓練に取り組んでいます。

平成26年度 地域防災拠点 訓練実施状況

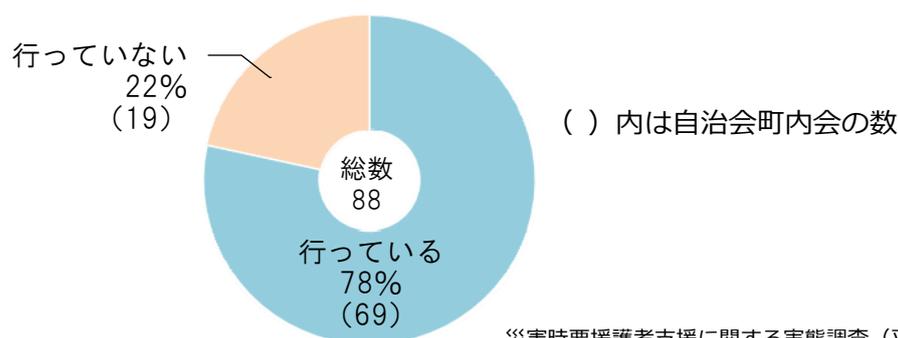
栄区の 地域防災拠点	児童生徒参加 (一部参加を含む。)	訓練実施内容		
		避難者 受入訓練	情報受伝達 訓練	炊出し 訓練
20か所	12か所	20か所	20か所	19か所

(2) 要援護者避難支援

平成27年度に自治会町内会に対して実施した災害時要援護者支援に関する調査では、災害時要援護者支援について何らかの取組を行っていると感じた自治会町内会の割合は78パーセントと、平成25年度調査時の84パーセントから6ポイント減少しました。一部の自治会町内会では、取組に着手したものの、役員の交代等により、取組を継続できなかったことなどが考えられます。

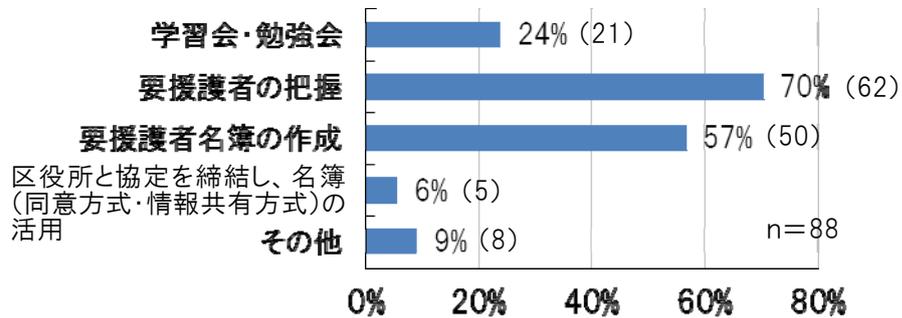
一方で、要援護者の把握や名簿の作成まで取組が進んでいる自治会町内会の割合は70パーセントと、平成25年度調査時の55パーセントから15ポイント増加しました。

災害時要援護者支援について、何らかの取組を行っていますか？



災害時要援護者支援に関する実態調査 (平成27年度)

行っている取組は、どのようなものですか？【複数回答可】



災害時要援護者支援に関する実態調査（平成27年度）

(3) 女性への配慮

栄区では、東日本大震災における男女別のニーズへの対応に関する課題などを受けて、性別・年齢・障害の有無などを問わず、全ての人にとって使いやすい避難所にするにはどうすれば良いかを考える参加型の防災学習会（ワークショップ）を開催しています。

その取組の中で、長期化する避難所生活において、プライバシーと性差に配慮した避難所運営、避難所生活における安全性の確保、女性の声が通りやすい環境づくりを進めるための指針となる「みんなにやさしい避難所運営ガイドライン」をまとめました。

(4) 特別避難場所の取組

特別避難場所の施設では、「特別避難場所開設・運営マニュアル」を作成し、定期的にマニュアルに基づいた訓練を実施しています。

特別避難場所としての初動対応を想定するための「開設等机上訓練」や、要援護者の特性に応じたスペースの確保等を行う「開設実地訓練」など、それぞれの訓練を通して確認した成果や課題は、定期的に行う特別避難場所連絡会などの場で共有し、意見交換を行っています。

【目指すべき地域社会の在り方】

東日本大震災での教訓から、自助・共助・公助が連携して地域の安全を守ることの重要性が改めて認識されました。これからの地域防災においては、災害時に弱い立場になる方々に対して、地域社会が適切に対応していくことが一層求められます。

栄区では、自治会町内会が、地域の防災活動の母体となり、取組を進めていますが、地域には、ボランティアなど、多岐に渡る人材も必要となるため、多くの住民が参加できる仕組みづくりも不可欠です。

1 要援護者の支援が進む地域社会

大規模災害が発生した場合に、隣近所での安否確認や、必要に応じた住民同士の避難支援が行われるように、日頃から、助け合いのためのルールづくりや訓練に取り組み、住民全体が安心感を持てる地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自助	知る
	<p>①要援護者側の対応 食糧、薬品、生活用品（紙おむつなど）の備蓄や、家具の転倒防止などの措置を講じます。災害が発生した場合の安否確認の方法、避難場所・避難ルートなどを家族、介助者、支援者などと確認します。隣近所との顔見知りの関係をつくっておきます。</p> <p>②支援者側の対応 隣近所で生活されている要援護者の存在を確認します。日頃から、顔見知りの間柄となり、いざというときに支援できる関係をつくっておきます。</p> <p>③自治会町内会内での情報共有 区役所職員の出前による勉強会などを通じて、要援護者支援についての制度や仕組みなどについて理解を深めるとともに、住民一人ひとりへの情報提供により、その理解を広めます。</p> <p>④災害時の弱者対応を知る 東日本大震災での教訓を踏まえ、避難所生活における女性や障害者、高齢者への配慮、また、ペットの同行避難への対応などについて学びます。</p> <p>⑤特別避難場所 特別避難場所連絡会などを通じて、施設同士の情報共有を図るとともに、施設職員の意識啓発や行動確認などを行います。</p>
共助	行動する・参加する
	<p>①訓練への参加 地域防災拠点や自治会町内会として防災訓練を実施するとともに、住民自身も防災行動力を高めるために、避難場所・避難ルートを確認するなど、積極的に参加します。要援護者避難支援などの実践的な訓練を実施します。また、避難所運営等の訓練においては、女性への配慮なども想定しながら実施します。</p> <p>②特別避難場所の訓練 特別避難場所として、開設及び運営の訓練、特に要援護者の受入訓練などを実施します。訓練を通じて確認された課題は、特別避難場所連絡会等で共有します。</p>

共 助	つながる
	<p>①要援護者避難支援の訓練 自治会町内会として災害時にどのように要援護者の避難支援を行うかなど、実践的な訓練を実施します。その際、消防団員、民生委員などの支援スキルの高い地域活動者の参加のもと、訓練を積み重ね、実践に即した支援につなげます。</p> <p>②地区連合町内会としての共有 地区連合町内会ごとで、日頃から要援護者支援の取組について情報共有を図り、自治会町内会同士の支援などにもつなげます。</p> <p>③特別避難場所と要援護者避難支援との連携 特別避難場所の施設管理者及び施設職員は、近隣の地域防災拠点や自治会町内会が行う要援護者避難支援の訓練などに参加し、顔の見える関係を構築します。</p>

コラム 地域における様々な取組

（長野県白馬村の取組）

実際に災害が起きたときに、日頃からの取組が、本当に助け合いの力として発揮されるのか不安だという声をよく聞きます。

日頃からの取組が、災害時の助け合いに結びついた事例として、長野県白馬村の取組がよく知られています。平成26年11月に長野県北部で最大震度6弱を記録した神城断層地震において、多くの家屋が倒壊したにもかかわらず、死者数がゼロだった白馬村の取組は、主に次のようなものです。

- 1 住民同士の絆を深める普段の近所付き合い
- 2 「助けが必要な人」を記した住民支えあいマップの作成
- 3 地域全体の安否を迅速に確認できる仕組みづくり

日頃からの取組といっても、特別なことではなく、①近所の人と顔見知りになる、②助けが必要な人を事前に確認する、③防災訓練に参加するなど、普段からの近所付き合いをベースとした取組が、災害時の助け合いへと結びついているようです。

（横浜市内のあるマンションでの取組）

住民同士の顔が見える関係をつくるために、何をしたらよいのか分からないという声もよく聞きます。

平成27年10月、全国紙の夕刊で、長野県の業者から2頭の「除草ヤギ」を借り受けて、住民が共同飼育に取り組む保土ヶ谷区内のマンションが紹介されました。

災害時の助け合いにつなげようと仕掛けたのは、管理組合の副理事長。副理事長は、東日本大震災の際、お年寄りを子どもたちが手助けする被災地の様子をテレビニュースで目にして、「うちのマンションもこれから高齢者が増えていく。若い世代とつながりが必要なのは」と感じていました。そこで「除草ヤギ」の存在を知り、「これだ」とひらめいたそうです。

マンションでの飼育は、7月から、ヤギが中庭の雑草をほぼ食べ終える10月までの間でしたが、その間、2頭を囲んで住民の会話も弾み、「ヤギがいなくなっても、住民のつながりは残る」と副理事長は話しています。

【目指すべき地域社会の在り方】

2 切れ目のない支援ができる地域社会

災害時に弱い立場になる方々の、自宅からの避難、地域避難所・地域防災拠点・特別避難場所等での避難生活に対して、地域が行政と連携して、切れ目のない支援ができる地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①小・中学生から始まる啓発</p> <p>小・中学生を対象とした福祉教育等において、高齢者・障害者への理解とともに、日頃からの地域のつながりが、災害時に助け合いとして発揮されることの大切さを伝えます。また、災害ボランティアセンターと連携して、小・中学生を始め、障害者、高齢者等を対象とした減災行動の啓発を進めます。</p>
共 助	行動する・参加する
	<p>①地域全体での関係づくり</p> <p>それぞれの自治会町内会に合った方法で、地域の要援護者を把握し、挨拶や声掛け、お祭りなどの行事や見守り活動を通じて、地域全体で見守り合える関係づくりを進めます。</p> <p>②区役所からの名簿の活用</p> <p>区役所と協定を締結し、要援護者情報(同意方式又は情報共有方式※による名簿)の提供を受けて、日頃からの関係づくりに活用します。</p>
助	つながる
	<p>①若い世代との連携</p> <p>平日の日中に地域にいる中高生などの若い世代に、地域防災拠点の訓練への参加を促すなど、地域における共助の取組について意識づけを図ります。より実践的行動に結びつくよう、学校が実施する訓練との連携を図ります。</p>

※ 災害時要援護者の把握方法：災害時要援護者支援の取組を進めるために、要援護者を把握する方法としては、主に次の3つの方式があります。

【手上げ方式】要援護者名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式

【同意方式】区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報(名簿)を提供する方式

【情報共有方式】区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報(名簿)を提供する方式

コラム 男女別のニーズへの対応

東日本大震災への対応に関する調査では、物資の備蓄、避難所の運営等において、男女別のニーズへの対応に関する、次のような課題があったことが明らかとなりました。

（備蓄・支援物資に関すること）

- 地方公共団体や避難所運営を支援した団体から、今回の震災では女性の生理用品や下着、粉ミルクやおむつなど、女性や乳幼児のニーズに配慮した生活用品の備蓄がなかった、あるいは不足していたという指摘があった。
- 生理用品は、支援物資として1週間程度で届いたが、おりものライナーや尿取りパッドといった下着替わりに使用するものがしばらく不足したとの意見があった。
- 全国から大量の物資が届けられたが、届いた物資と実際のニーズとにミスマッチが起きた。女性用下着はサイズの合うものが手に入りにくかったとの指摘があった。
- 当初はぜひたく品として扱われていた化粧品、リップクリーム、ハンドクリーム等のクリーム類は、女性から要望が寄せられたことにより提供され、実際に使われると、乾燥、日焼け、ほこりや水仕事等で肌荒れに悩まされていた男性からも多くの要望があったとの指摘があった。
- 男性、女性からのニーズは災害が起きてからではなく、平常時から聞き取っておくことが必要であり、そのような仕組みが必要だとの意見があった。

（避難所等に関すること）

- 避難所の運営者やスタッフの多くが男性で、生理用品等について要望が言いにくかったとの指摘があった。
- 女性が要望や意見を言うと、肩身が狭い思いをしたり、避難所等を出ていかなければならなくなるという不安があり、言い出しにくかったとの意見があった。
- 避難している女性の中から女性リーダーを選出し、女性の要望を取りまとめ、管理者に伝えられる体制づくりが必要との意見があった。
- トイレの周りが暗くて怖く、利用しにくいとの意見があった。
- 避難所に間仕切りや更衣室等は必要であると震災以前より指摘されていたが、今回の震災でも設置が十分ではなかった。男女別のトイレや、女性が安心して着替えをしたり、授乳したり、洗濯物を干したりできる場所が欲しいという要望があった。間仕切りについては、要望があっても、避難所運営のリーダーによる会議で、個々のプライバシー確保より、全体のコミュニケーションが重要であるなどとされ、導入されなかった避難所もあった。
- 固定的な性別役割分担意識から、避難所での食事の準備は女性が担当することとされ、被災した女性がシフトを組み、多いところは何百人もの食事をほぼ終日かけて作っており、大きな負担となっていたとの指摘があった。

※「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」（平成24年7月内閣府男女共同参画局）より一部抜粋

テーマ6 障害者が安心して暮らせる地域づくり

【現状と課題】

1 障害児・者を支える風土づくり

栄区は、日本で初めての重度心身障害者通所施設が開設されるなど、日本の障害者福祉（障害児・者の地域生活支援）をリードしてきたと言っても過言ではありません。建設にあたっては、地元住民との議論を重ねたことにより、障害を理解し、障害児・者も地域に出て共に交流しようとする風土をもたらしました。

栄区の障害児・者は、現在も福祉施設や地域のイベントなどで、地域の中に溶け込んでいますが、今後も障害の理解が深まり、地域の中でいきいきと暮らせるようにすることが大切です。

《障害別の変遷》

(1) 知的障害児・者

昭和 61 年、桂台に日本で初めての通所による重症心身障害者通所施設「朋」が開設されました。同 63 年には、公田町に機能強化型地域活動ホーム（さかえ福祉活動ホーム）、平成 8 年には「第 2 朋」が、平成 10 年には、中野町に「SELP・杜」が開設され、職業訓練に向けての体制も整い始めました。また、平成 18 年には笠間町に「ソイル栄」が開設され、入所施設も整備されました。

(2) 身体障害児・者

平成 11 年には、脳卒中などによる中途障害者の活動の場として、中野町に中途障害者地域活動センター「わーくくらぶ・さかえ」が開設されました。

また、平成 18 年には、重度の身体障害者の入所施設として「リエゾン笠間」が開設されました。

さらに、平成 24 年には、多機能型拠点「郷（さと）」が、医療ケアを必要とする重症心身障害児・者等を対象に、開設しています。

(3) 精神障害者

平成元年、桂町に地域作業所「かつら工房」がスタート、平成 16 年には、NPO 法人「みちくさみち」として改組されました。

平成 8 年には、地域活動支援センター「すぺーすモモ」が開設されたほか、平成 13 年には、小菅ヶ谷に精神障害者の生活相談の拠点として「生活支援センター」が整備されました。

さらに平成 28 年 3 月、精神障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、地域活動支援センター「egao」が開所しました。

(4) 身体・知的・精神障害者を対象とした地域作業所

障害の種別にかかわらず、在宅の障害者が、地域で自立した生活を営めることを目的として、平成 16 年に地域作業所「まってる」平成 19 年に「第 2 まってる」が開設されました。

(5) 地域支援拠点

障害児・者の地域生活を支援するための区内の拠点として、平成11年に法人型地域活動ホーム「サポートセンター「径」」が開設されました。

「径」は、障害のある方が安心して暮らせる地域・社会を目指して「日中活動支援事業」と「生活支援事業」「相談支援事業」の3事業に加え、これらの事業を通して明らかになった課題に取り組むため、栄区後見的支援室「とんぼ」を運営しています。

「とんぼ」では、障害のある方とご家族が大切にしている地域での暮らしがこれからも続くように、スタッフが定期訪問し将来の夢や希望といった思いを確認しながら、地域で安心して暮らせる方法を一緒に考えています。

2 障害児・者と地域との交流

障害児・者と区内地元中学生や地域との交流を目指して、平成7年から「ふれあい運動会」が、障害児の余暇活動支援を目指して、平成12年から「ほっとスクール」事業が開催されています。また、芸術を通して障害理解を進める「ふれあいコンサート」を平成27年11月に実施しています。

また、アートを通じて、障害者の社会参加を進める取り組みとして、平成22年から「さかえ e g a o プロジェクト」が展開されています。

区内の福祉施設では地域とのふれあい、交流を図るために、イベントの時には、近隣の地域住民の方々に呼びかけ、障害に対しての理解を広める取組をしています。

3 障害児・者の現状と課題

(1) 栄区の障害者手帳所持者の状況

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
身体障害者手帳	3,038	3,039	3,157	3,256	3,332	3,375
(18歳未満)	76	80	86	89	89	89
知的障害者「愛の手帳」	707	742	775	823	865	920
(18歳未満)	264	271	296	317	335	354
精神保健福祉手帳	670	723	791	843	919	975
計	4,415	4,504	4,723	4,922	5,116	5,270
人口	124,890	122,286	124,919	124,612	123,961	122,286
(率)	3.5	3.7	3.8	3.9	4.1	4.3

出典：横浜市統計書

発達障害など障害概念の拡大、ストレスを起因としたうつ病の増加などにより、障害者手帳の所持者はこの6年間で約20%、人口比率では0.8%増えています。

特に身体障害では11%増なのに比して、「愛の手帳」は約30%、精神障害者保健福祉手帳は約46%の増加になっています。

(2) 特別支援学校卒業生の進路状況

毎年3月までに、概ね100%の学生が福祉施設への通所などが決まりますが、障害特性に対応できる就労場所が身近に無く、通いきれなくなってしまう等の問題があるため、就労等の日中の活動を継続するために、どのような課題があるのかさらに検討を重ねて、身近なところで多様な就労形態を持つ福祉施設などの仕組みを検討する必要があります。

幼少期から親も将来の見通しを持った関わりが出来るような支援を充実することで持っている力を存分に発揮し、スムーズに就労に移行することが期待できます。

(3) 障害者および介護者の高齢化の状況

障害者自身の高齢化はもちろん、障害児・者の家族も高齢化して介護保険を受けるなどで障害を起因としたひきこもりケースを把握することが増えています。

親が高齢化し、問題が複雑化する前に早いうちから、相談機関につながり、適切な医療と支援をする必要があります。地域でも気づきあい、相談先を紹介するなどの地域コミュニティが充実することが大切です。

(4) 自立支援医療（精神通院）および精神福祉保健相談の状況

自立支援医療費を平成26年度は1,808人が受給しており、その数は年々増加しています。

精神福祉保健相談に関しては、家族を含めた複合的な支援が求められています。

コラム：障害者差別解消法

これまで、障害児・者の基本的人権の保障については、「障害者基本法」がその理念を定めていましたが、内容は具体的措置までを求めるものではありませんでした。このたび、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」とする）が成立し、差別解消についての具体的な取り組みが要請されることになりました。この法律は、平成28年4月から施行されています。

この法律では、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」と、「障害者への合理的な配慮をしないこと」を差別として禁じています。

「不当な差別的扱い」とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。例えば車いすを利用しているということだけで入店を拒否したり、提供できるサービスの内容を制限したりするようなことなどです。

一方、「合理的配慮をしないこと」とは、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があり、その実現に負担がかかりすぎるといってもないのに必要な配慮を行わないということです。例えば聴覚に障害がある人に筆談や手話などの配慮を行わなかったり、視覚に障害のある方に文字だけで説明し読み上げなどの配慮を行わなかったりする場合などです。障害のある人が困っているときには、その障害に合った必要な工夫ややり方を相手に確認しながら、配慮した対応をすることが必要です。今後、行政機関においては、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」や「対応指針」を作成するとともに、地域レベルでは、差別解消の取り組みを進めるための「障害者差別解消支援地域協議会」を組織し、地域全体として主体的な取り組みを行っていくことが求められています。

【目指すべき地域社会のあり方】

1 暮らしやすい、社会参加のある地域社会

障害児・者が、幼少期から地域の中で見守られ、運動会やお祭りなどの地域行事にも積極的に参加し、交流を深めることができるような地域社会を目指します。

栄区では、保育園が福祉施設に訪問するなどの交流や、ふれあい運動会において、中学生と栄区内のほぼ全施設の障害児・者の方々やボランティアがふれあうなどの交流の機会が充実しており、障害児・者への理解は深まってきています。しかし、今後もより一層の障害児・者への理解を深めるための取組が必要です。

また、バリアフリー法で、本郷台駅から徒歩圏とされる概ね半径 500 メートル範囲はバリアフリー化が実施されていますが、今後は区内を移動するために、不都合な所はないか等確認していく必要があります。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	①地域に向けた理解のよびかけ 障害当事者の声を広く地域へ届け、障害を理解するために障害当事者による研修会、講演会等を実施します。加えて、福祉施設やふれあい運動会などのイベントを行い、交流を進めます。
共 助	参加・行動する
	①幼少期からの多様な交流の場の充実 世代間交流を目的として、福祉施設と保育所等との交流を推進し、地域における居場所づくりや地域のイベントへの参加を促進します。
共 助	つながる
	①個性や多様性を大切にする風土づくり 障害の理解が深まり、誰もが暮らしやすい地域となるように、研修会や啓発、講演会、イベント等を通じて個性や多様性を大切にする風土づくりを進めます。

【目指すべき地域社会のあり方】

2 地域社会で重要な役割を果たす福祉施設等関係施設

障害児・者の養育者が発達障害等の障害特性を幼少期から受け止め、専門機関（医療機関も含む）と連携して育てていけるように支援していくことが大切です。

ひきこもりについては、家族だけで抱えこむことのないよう、第三者（相談機関）による早期からの支援が必要です。寄せられた相談については的確に専門機関（医療機関も含む）につなぐとともに、家族が相談しやすいような環境作りを進めます。

さらに、福祉施設等の関係施設は、ボランティアなどの人材輩出、文化交流、まちの活性化だけでなく、学校や保育園などとの交流から、福祉教育に至るまで、地域に貢献しています。今後も、地域とのつながりを通じて、地域社会での交流・発信拠点などとして重要な役割を果たしていきます。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	①学校、企業、事業所等と連携した障害理解の促進 学校、企業、事業所等が連携し、研修会や連絡会、障害児・者が作成した製品の販売協力を開催し、障害に対する理解を深めます。
共 助	参加・行動する
	①障害特性に合わせた福祉的就労も含めた日中活動の場づくり 自立支援協議会（活動連絡会）などをとおして、日中活動に繋げ、継続するための取組を進めます。また、高校卒業後の進路について検討する連絡会で、課題抽出と解決に向けた取組を実施し、福祉的な就労の場を創出します。 ②ひきこもりなどにより外に出られない人への支援 学校や生活支援センターなどの関係機関と連絡会等を実施し、家族が相談しやすいような環境整備を進めるとともに「地域若者支援協議会」へ参加するなど、地域の専門機関との連携を進めます。
共 助	つながる
	①障害児・者を支援する人の育成 ボランティア及びあんしんキーパー育成講座を実施し、障害児・者本人に困りごとがあった際に対応する体制を整えます。

【目指すべき地域社会のあり方】

3 見守りネットワークのある地域社会

障害児・者を早い時期から適切な支援につなげることができるようにするためには、関係機関の見通しを持った関わりと、地域の声かけや見守りが必要です。金銭管理や、日常生活のサポートなどを他人事とはせず、適切な制度や関係機関につなげることができる、見守りネットワークのある地域社会を目指します。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①障害について話し合う場づくり 自立支援協議会で、障害児・者の将来を見通した関わりや地域での障害理解を深める取組を展開します。</p>
	<p>参加・行動する</p> <p>①障害に合わせたきめ細かな移動手段の確保 移動情報センター推進会議等を実施し、障害児・者が外出しやすいように環境を整え、社会参加を促進します。</p>
共 助	つながる
	<p>①災害時要援護者避難支援体制づくり 特別避難場所、地域防災拠点ごとに訓練を実施するだけでなく、訓練への参加を促進し、災害時における要援護者避難支援に対する意識を高めます。</p> <p>②つないでフォローするネットワークづくり 病院や警察、消防、事業者等、区内各機関が連携した、「つないでフォローする仕組」を作ります。</p>

コラム：訪問の家と桂台小学校とのつながり

全国で初めてとなる重度心身障害者の通所施設（「朋」）を開設した訪問の家は、桂台エリアを中心に地域の保育園や小中学校と交流を重ね、毎年行われるお祭りなどには多くの地域住民が参加しています。

例えば桂台小学校1・2年生と「桂台地域ケアプラザ」を利用する高齢者で行われる交流会、3・4年生と「朋」で行われるサッカーやボウリングなどを通じての交流、5・6年生と「径」で行われるパン作りや缶つぶしなどの作業体験を通じての交流などが、毎年、いろいろなテーマで行われています。さらに、夏休みにはこどもたちが自主的にボランティアに来て、利用者と一緒に食事をしたり作業などをして貴重な交流と体験を積み重ねています。

また、毎年10月には、「朋」に隣接する桂台中学校を会場に、区内の障害者施設メンバー、中学生ボランティア、ボランティア団体が一堂に会して「さかえ・ふれあい運動会」が開催されています。平成27年度は、第21回を迎え、あいにくの雨にも拘わらず約700名の参加のもと盛大に盛り上がりました。

コラム：さかえ egao プロジェクト

さかえ egao プロジェクトは、栄区内でモノ作りを行い販売している全ての障害者福祉事業所と栄区にゆかりのあるアーティストが協働で進めているプロジェクトです。

主な活動は、①各事業所とアーティストで行う製品の開発と販売。と②年1回行うフェスティバルの開催です。

- ① egao 製品には、例えば事業所メンバーの書いた文字をシルクスクリーンで写しこんだトートバッグ、栄区で育った花を押し花にしたラベルタグ、栄区キャラクターを形どったタッチクッキーなどおしゃれなものがたくさんあります。
- ② egao フェスティバルは毎年公会堂で行われています。内容は3部構成で、egao 製品の販売。アーティストによるコンサートやワークショップ。「笑顔」をテーマにした絵のコンテストなど盛りだくさんです。当日は、製品を販売する事業所メンバーたち、絵を見たりワークショップに参加する子どもたち、コンサートや買い物を楽しむ大人たちなどが一同に集まり、多くの笑顔が会場全体を包み込みます。

テーマ7 地域と連携した生活困窮者支援

【現状と課題】

1 社会的背景と生活困窮者

平成20年のリーマンショック以降、生活保護の受給者は増加しています。世帯でみると、高齢世帯が増加傾向にあります。就労の可能性のある世帯は、リーマンショック後、急増した後、現在は横ばいですが、不安定雇用層の困窮者も多くなっていると言われています。

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は16.3%（平成24年）と、子どもの6人に1人が生活困窮であると言われています。

2 生活困窮者を取りまく状況

行政では様々な支援制度（高齢、障害、こども、生活困窮）を用意していますが、支援相談の窓口は分野ごとに分かれています。そのため、相談先がわかりづらく、特に子どもは自ら相談することが難しい状況です。

さらに、生活困窮は、他の要因（高齢、介護、障害等）と比べると、「本人から言い出せない」「周りが気づかない」だけでなく、生活困窮が心配される住民に気づいても、声を掛けにくいなど、どう対応をしたらよいかわからないために、孤立やあきらめにつながる場合があります。

また、生活困窮になる要素として、自炊習慣の欠如が挙げられます。外食や既製品の購入により、食費が家計を圧迫してしまう傾向があります。

生活困窮者自立支援制度が始まり（平成27年4月）、区役所生活支援課に窓口が設置され、相談体制が整備されましたが、まだ区民・地域等に十分浸透していない状況です。

3 地域コミュニティで行われている活動

自治会町内会やボランティア、NPO法人等の様々な地域での活動（高齢者・障害者・子ども・親子向け行事・見守活動等）は、数多くあり、それぞれが参加をしやすくする工夫がされています。

さらに、従来から行われている民生委員などの訪問等の活動のほか、関係機関（高齢者・障害者施設、学校・保育園、事業所等）の地域活動も盛んで、参加者等の中に生活困窮者は混在しますし、別の目的である活動の中でも、意識づけにより生活困窮者を把握することができます。

4 子どもの貧困（p.33 にも関連記載あり）

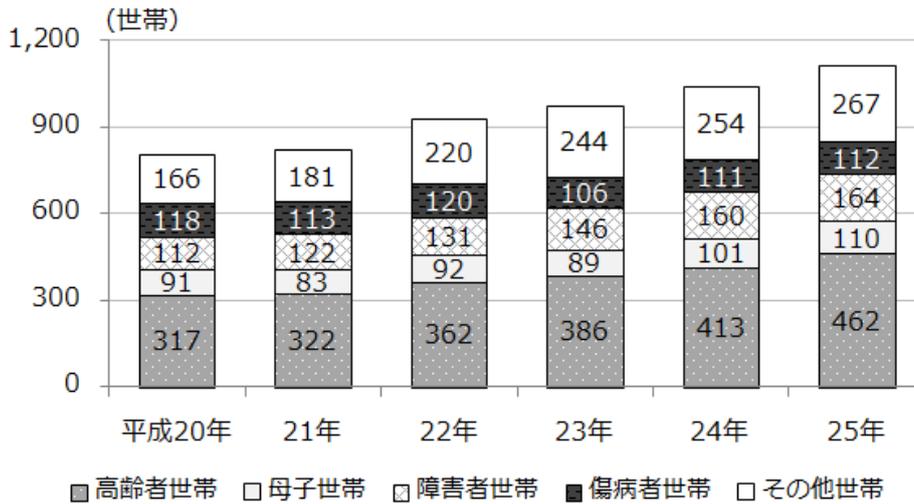
生活困窮家庭の子どもが、成人後、同様に生活困窮となる「貧困の連鎖」の傾向があります。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策において、「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

栄区では、生活保護を受給する母子世帯が、平成20年から平成25年の5年間で1.2倍に、また、母子・父子世帯数は平成22年までの15年間で1.78倍に増加しています。

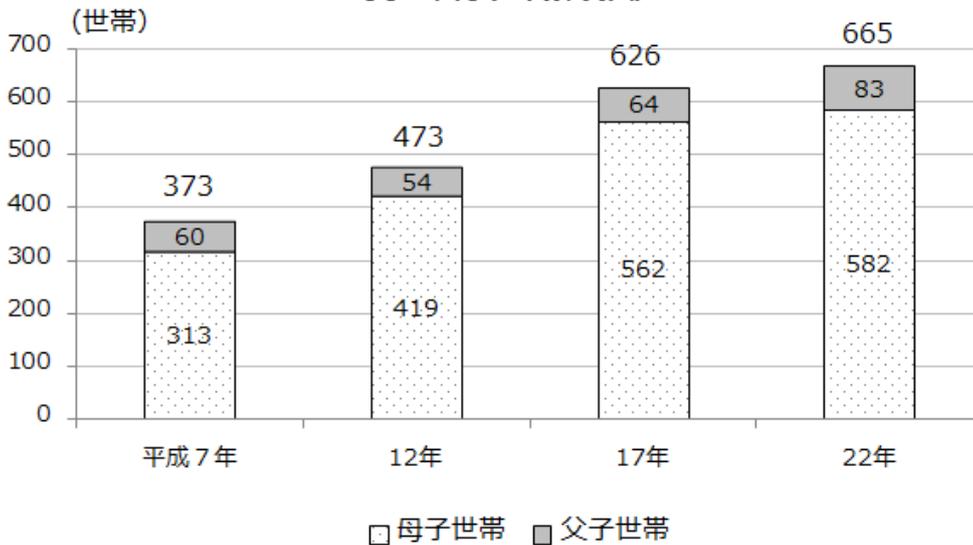
増加傾向が続くひとり親家庭の保護者への自立支援や、地域での見守り、地域行事への参加等による地域社会とのつながりなどが今後、より一層求められます。

保護世帯類型別世帯数の推移



出典：「2015年データで見る栄区」

母子・父子世帯数の推移



出典：国勢調査

【目指すべき地域社会のあり方】

1 対象者の発見

ほかの目的の活動時でも、「生活困窮」に目を向けると生活困窮者の把握が可能となり、地域活動（自治会町内会、ボランティア、NPO等の活動）の中で、支援対象者を発見することができます。また、民生委員などの活動で気づいた支援対象者をつなげることができます。このような中で、貧困の連鎖のキーとなる「子ども」に、より目を向けていくことが必要となっています。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①住民が生活困窮の現状を知る 生活困窮が身近な問題であることを、事例を紹介しながら地域・行政で学ぶ機会を作るとともに、地域活動の中で支援制度等についてPR・紹介していきます。</p>
共 助	参加・行動する
	<p>①対象者の発見に向けた視点 生活困窮者の発見の視点を持ちつつ、地域活動の実施や企画を行います。</p> <p>②対象者との関わり 生活困窮に気付いた時に適切な機関につなぎ、また、孤立化しないよう関わりを持ち続けていきます。</p>
共 助	つながる
	<p>①地域における顔の見える関係づくり 地域活動の主体（自治会町内会、ボランティア、NPO法人等）と住民、住民同士の顔の見える関係を作っていく、対象者の変化に気づけるようにします。</p> <p>②地域での活動どうしのつながり 地域で多様に行われている複数の地域活動がつながりをもつことで、対象者を発見した際、連携し支援ができるようにしていきます。</p> <p>③支援の各種窓口の連携を深める 地域と区役所・支援機関とのつながりをつくります。また、区役所の中でも普段地域とつながりの薄い区役所部署（税、保険年金、戸籍等）とのつながりをつくっていきます。</p>

【目指すべき地域社会のあり方】

2 円滑な支援体制の構築

地域コミュニティ（地域、支援機関等）が行政と連携するアウトリーチパートナー※となり、連携を強化し、早期発見、早期支援、事前対策（貧困の連鎖の防止）を進めます。また、バラバラであった行政・関係機関の支援窓口及び支援活動をネットワーク化していきます。

アウトリーチパートナーと区役所が連携し、支援のしくみ・窓口を知ってもらうよう取組み、つながりやすくするとともに、こどもに関わる団体、学校等が連携した支援を行っていきます。

※アウトリーチパートナーの想定

民生委員、NPO 法人、地区社協、区社協、ハローワーク（ジョブスポット）、家計相談機関、地域ケアプラザ（地域交流・地域包括支援センター）、公営住宅、福祉施設・事業所、医療機関、商店街・企業など

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	①相談窓口の周知 生活保護に至らなくとも、家計の困り事について相談できる窓口があることを積極的に地域・支援機関に向けて周知します。 ②相談窓口での対象者への気づき 行政の窓口等に來られた方の困窮に気づき、相談支援につなげられるよう、職員の感度を高めていきます。 ③アウトリーチパートナー活動の周知 地域コミュニティに支援の仕組みや制度を PR・紹介して、誰もがアウトリーチパートナーになれることを周知していきます。
	参加・行動する
共 助	①アウトリーチパートナーの拡大 行政が地域ケアプラザ、関係機関等にアプローチし、個別に支援者、新規事業への協力者を増やしていきます。
	つながる
	①アウトリーチパートナーとの連携 アウトリーチパートナーと行政が連携できる体制を作り、多様な支援の情報交換を定例支援調整会議等で定期的に顔を合わせるなかで行い、さらに参加者を広げていきます。

※アウトリーチとは本来、「手を差し伸べる」といった意味で、福祉におけるアウトリーチは、福祉サービスの実施機関が潜在的な対象者に手を差し伸べ課題の解決を実現させる取り組みを言います。地域、支援機関をパートナー（仲間・協力者）としてより「地域、支援機関+行政」が連携した取り組みを進め、生活困窮者が孤立せず課題解決に向かっていけることを考えています。

【目指すべき地域社会のあり方】

3 生活困窮からの脱却に向けた支援

就労体験、学習習慣支援、食育支援等につながる地域活動や自炊習慣を推奨する効果につながる地域活動を充実させ、短期的、中長期的な支援につなげていきます。特に「貧困の連鎖」防止に重要な、「子ども」に対しては、子どもが参加するイベント等で、学習習慣・生活習慣、食育、健康づくり等の支援につなぐよう取り組んでいきます。

【地域社会の実現に向けて取り組むべき施策】

自 助	知る
	<p>①困窮からの脱却に必要な視点</p> <p>困窮状態を改善するためには、自炊を習慣付けることや、生活習慣を改善していくことが大切です。困窮防止に向け、効果的な取組についてPRしていきます。特に、「貧困の連鎖」を防止するため、子ども、子育て世代に向けた情報発信を行います。</p>
	参加・行動する
共 助	<p>①場づくり</p> <p>地域活動など、機会を捉えて自炊習慣の推奨や生活習慣改善を働きかけていきます。</p> <p>②学習支援</p> <p>ボランティアによる学習会（町の寺子屋）など、地域、学校が連携した学習習慣の支援を行います。</p> <p>③就労準備のための参加型社会貢献活動</p> <p>失業者で就労経験が少ない人を地域・支援機関事業に積極的に受け入れ、就労への自信回復・就労実現へつなげます。</p>
	つながる
	<p>①アウトリーチパートナー同士のつながり</p> <p>生活困窮からの脱却に向けた支援（事業）を実施しているアウトリーチパートナー同士がつながりあい、互いの活動を確認し合い、更に必要な支援を検討し広げていきます。</p> <p>②アウトリーチパートナーと対象者とのつながり</p> <p>生活困窮からの脱却に向けた支援が地域で多様に広がり、アウトリーチパートナーがそれぞれの活動で生活困窮者とのつながり（関わり）を継続し、生活困窮からの脱却を見守り支えていきます。</p>

コラム 新たな制度「生活困窮者自立支援法」

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」という新たな法律が施行され、さまざまな事情で経済的に困りの方に支援を行う制度がスタートしました。「なかなか仕事が見つからない」「失業した」「借金や家計のやりくりに困っている」「生活を立て直したい」などの様々な生活上の困りごとの解決に向けて、お困りの状況に応じた支援を行っていきます。

生活困窮者自立支援制度だけでは解決できない困りごとについても、適切な相談窓口へのご案内も含め、区役所内外の関係機関と連携しながら、解決に向けて支援します。制度が目指す支援のかたちは以下のとおりです。

(1) 包括的な支援

生活困窮者の課題は多様で複合的であり、「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応していきます。

(2) 個別的な支援

生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施します。

(3) 早期的な支援

真に困窮している人ほどSOSを発することが難しく、「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図っていきます。

(4) 継続的な支援

自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供します。

(5) 分権的・創造的な支援

主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造します。

横浜市では、各区役所の生活支援課を相談窓口として、お困りの状況に応じた支援を行っていきます。

コラム 寄り添い型学習等支援事業

生活困窮などの生活上の課題がある子どもに対し、借家を活用して生活支援と学習支援を行う「寄り添い型学習等支援事業」を平成27年2月から実施しています。小学校4年生から中学校3年生までを対象として、1人あたり週2回、時間は1回あたり2時間程度としています。

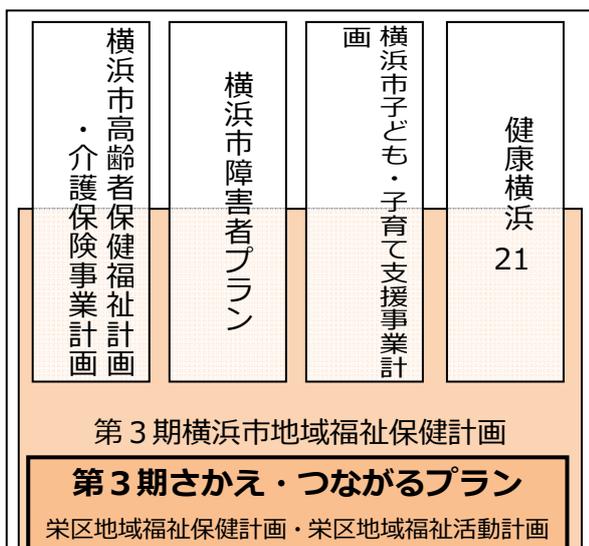
生活支援では、整理整頓・掃除・買い物など、基本的な生活習慣や家事能力を身につけることで学習に適した環境を整えることや、多様な人との交流を通じて社会的なルールやコミュニケーションを学ぶことを目的としています。学習支援では、個々の学力に応じて学習意欲を高め、基礎的な学力を養い高校進学を目標に学力向上することを目的としています。

第4章 「さかえ・つながるプラン（地域福祉保健計画）」とは

地域福祉保健計画は、社会福祉法第107条に基づく計画です。福祉保健分野の各計画を地域における取組の視点から総括していく計画として位置づけ、各種施策を展開する共通基盤である地域づくりを進めるための計画です。

また、制度だけでは実現できないきめ細かな支援を届けるための計画でもあります。

■ 地域福祉保健計画と福祉保健分野の各計画



■ 計画の構成

市計画、区計画、地区別計画の関係は、次のとおりです。

横浜市地域福祉保健計画

- ・基本理念と方向性の提示、市全体の課題に取り組む計画

さかえ・つながるプラン（区計画）

- ・区全体の共通課題や地域の支えあいだけでは解決できない課題に取り組む計画

地区別計画

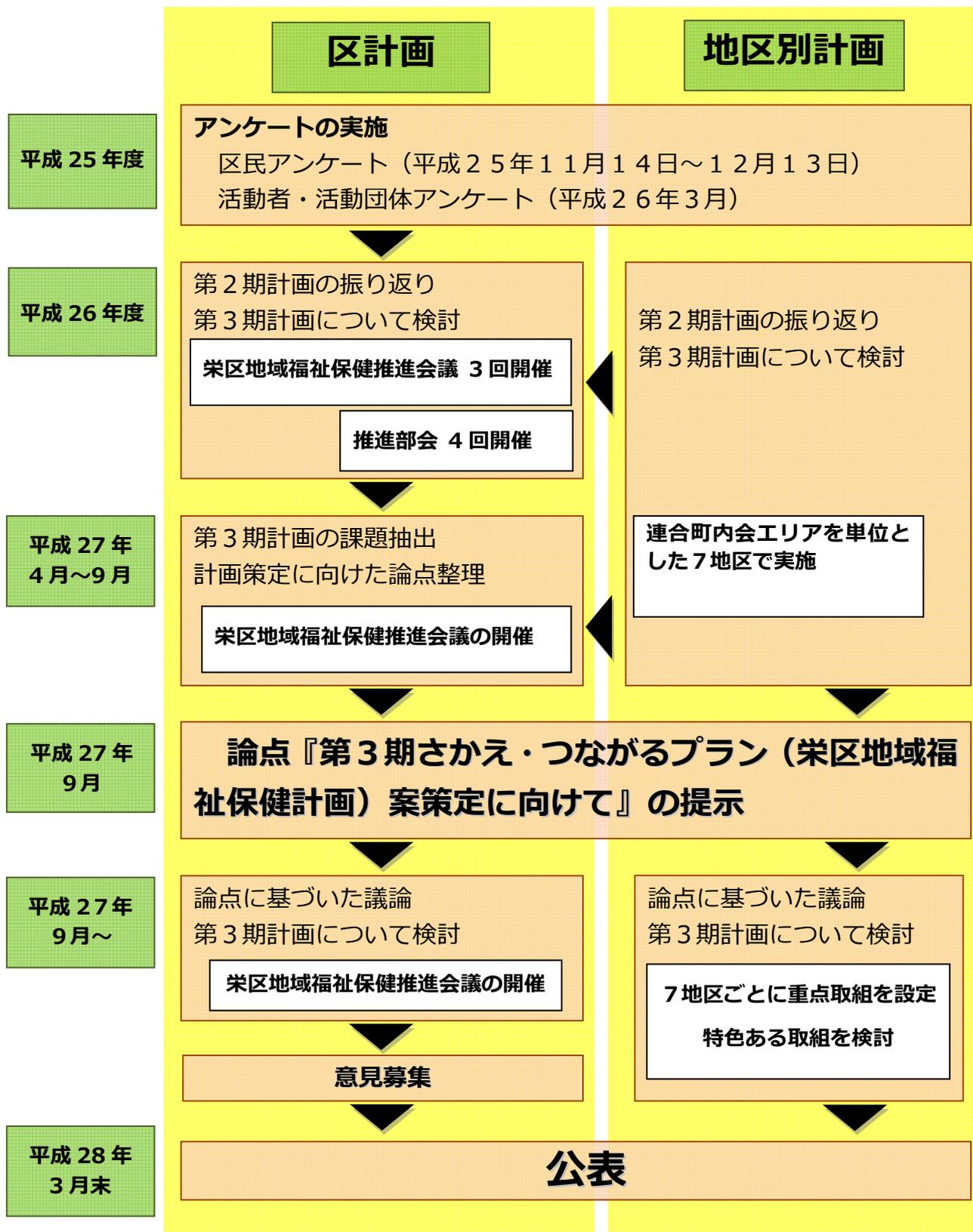
- ・地域の課題に対し、地域が主体的に取り組む計画

■ 計画期間

	H17	H18~21	H22~H27	H28~H32
区役所	第1期 地域福祉計画		第2期地域福祉保健計画 (一体的に推進)	第3期地域福祉保健計画
区社会福祉協議会	第2次活動計画	第3次「さかエールプラン」		

第5章 策定の経過

1 第3期計画策定のプロセス



2 第2期計画の振り返り

第2期計画では、サロンなどの交流・集いの場づくり、継続的な健康づくりの取組、情報誌等による情報受発信の取組など、身近な地域での活動が充実してきています。また、子どもや青少年と地域がつながるイベント等の機会や障害児・者が身近な地域で参加・体験できる活動も増えてきています。地域での様々な安全・安心に関わる取組が評価され、平成25年10月にはWHO協働センターよりセーフコミュニティ認証を取得することができました。

しかし一方で、高齢化の進む栄区では、地域活動の担い手の高齢化や担い手の固定化が課題となっており、地域みんなで地域を支えるムーブメントづくり・人財づくり、取組を自立的継続的に運営できる組織づくりなど、社会を支える新たな基盤づくりが求められています。

第3期計画では、これまで充実してきた取組を大切に進めるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、区民総参加で地域課題への取組を行っていきます。

■第2期計画 基本方針ごとの総合評価

1 担い手の発掘・育成	
担い手拡大に向け、趣味をきっかけにするなど取組に工夫がみられますが、顔ぶれの固定化、担い手の高齢化など課題が多く残っています。	△ (一部不十分)
2 情報の受発信	
情報誌や顔の見える関係による身近な地域での伝達は充実してきています。今後は情報を届けたい相手に合わせた媒体の活用等が課題です。	○ (目標通り)
3 健康・生きがいづくり	
身近な地域での健康づくりの活動が広がっています。しかし、若い世代への健康意識向上については、さらに取組を進めていく必要があります。	○ (目標通り)
4 交流の場づくり	
身近な地域の中のサロン等が増加し、交流の場が充実してきています。交流を通じ、情報伝達、学び、見守りなど様々な効果が得られています。	◎ (目標を上回る成果)
5 生活環境の向上	
活発な地域活動が評価され、セーフコミュニティ認証を取得できました。今後はこの仕組みを活かしたまちづくりの実践を進める必要があります。	◎ (目標を上回る成果)
6 高齢者・障害者等支援	
高齢者が参加・活動できる場が充実してきており、見守り・孤立予防の仕組みもできてきています。地域での障害児・者の活動や体験の機会が増えてきています。疾病や障害に対してより理解を拡げる必要があります。	○ (目標通り)
7 次世代育成・支援	
子どもや青少年と地域がつながるイベントなど機会が増加しています。身近な地域で子育てを支援する風土づくりを進める必要があります。	○ (目標通り)

3 用語解説集

ア	アウトリーチ	アウトリーチとは、手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のこと。(アウトリーチパートナーとは、ここではその際に協力する機関のことをさす。)
ア	あんしんキーパー	後見的支援制度(福祉施設等の専門機関だけではなく、日常的に関わることのできる地域の方々の協力を得ながら障害のある方を見守る制度)において、障害のある方の日常生活を見守りながら、何か気づいたことがあった時には、後見的支援室に連絡をするお手伝いをしている人。
イ	移動情報センター	移動に関して支援を必要とする障害のある人及びその家族等を対象に、移動支援に関する情報提供や福祉サービスの紹介・調整等を行っている。
エ	NPO	NPOとは、「Non Profit Organization」(民間非営利団体)の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、利益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人と言う。
ケ	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
ケ	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者等の福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
コ	コミュニケーションボード	文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、ボードの書いてあるイラスト(絵・記号)を指し示すことで自分の意思を周囲の方に伝えやすくする道具。
コ	孤立死	家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況下にある人が、相当期間放置されるような死。介護者、支援者が亡くなることにより、その援助を受けていた人が亡くなるケースを含む。死亡から発見までの期間は定めない。(全国的に見ても明確な定義がない状況のなかでの横浜市の考え方)
サ	サロン	身近な地域で様々な人が気軽に集える“場”のこと。町内会館をはじめ、空き家や空き店舗、自宅の一室など、様々な場所で開かれている。
シ	次世代交流ステーション	次世代交流ステーションは子育て中の親子、障害児・者、青少年を対象にした4つの機能をもつ複合施設で、平成23年3月に開所した。
シ	シニアクラブ	地域を基盤とする高齢者の自立的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。概ね60歳以上の会員のクラブ。区によっては老人クラブ、シルバークラブという名称にしている場合もある。

シ	社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び 18 の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	若年性認知症	認知症は一般的には高齢者に多い病気ですが、65 歳未満で発症した場合、若年性認知症とされる。働き盛りの世代に発症すると本人だけでなく、家族の生活への影響が大きいにも関わらずその実態が明らかになっていない。
シ	障害者差別解消法	障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人も無い人も共に生きる社会をつくることを目指して制定された法律で、平成 28 年 4 月から施行される。
シ	食生活等改善推進員(ヘルスメイト)	各区で実施している食生活改善セミナーを受講した方が食生活改善を目的に活動している。
シ	ジョブスポット	生活保護受給者・生活困窮者・ひとり親家庭の方を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職支援まで一体的な就労支援を行う窓口。横浜市では、平成 25 年 2 月に神奈川県労働局と協定を締結し、連携して「ジョブスポット」設置を進めている。
シ	自立支援協議会	障害者総合支援法に定められ、地域において障害者等への支援体制の整備を図るために各市町村に設置された協議会。関係機関の課題の情報共有や相談機能の強化、地域の関係機関でのネットワーク構築を目的としている。
セ	生活支援センター	地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や情報の提供、地域交流活動などを行っている。
セ	成年後見制度 (市民後見人含む)	判断能力が不十分な成年者(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)の権利を保護し、支援するための制度。従来は禁治産・準禁治産制度があったが、硬直的で利用しにくいものであり、自己決定の尊重を背景に、平成 12 年 4 月に民法の一部改正により施行された法定後見制度と契約型の制度として創設された任意後見制度から成り立っている。横浜市では、平成 24 年度より、同じ市民の立場で被後見人(成年後見制度を利用する方)を支援する「市民後見人」を養成・活動支援している。
ソ	ソーシャル・キャピタル	地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等
タ	団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代、第二次世界大戦直後の 1947(昭和 22 年)～1949(昭和 24 年)に生まれ、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のことを呼ぶ。

チ	地域活動ホーム	障害者地域活動ホームは障害児・者の地域生活を支援する拠点施設。相談支援事業、日中活動事業、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）などを実施している。
チ	地域ケアプラザ （地域交流コーディネーター）	誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるための拠点として、地域の福祉・保健活動を支援し、福祉・保健サービス等を提供する施設。地域ケアプラザの地域交流部門には「コーディネーター」が配置されており、地域のニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）をつなぎ、地域での生活を支えるネットワークの中心を担っている。
チ	地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。
チ	地域包括支援センター	介護保険制度の中に位置づけられた機関で、高齢者が自分たちの住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な総合相談窓口として横浜市が設置。総合相談、権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。横浜市では、地域ケアプラザ等（特別養護老人ホーム併設を含む）において、地域包括支援センターの機能を担う。
二	乳幼児ゆさぶられ症候群	乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome, SBS）は、概ね生後 6 か月以内の新生児や乳児の体を過度に揺することで発生する内出血などの外傷。児童虐待ともなりうるもので、乳児揺さぶり症候群ないし乳児ゆさぶられっこ症候群ともいう。
二	認知症カフェ	認知症の人やその家族の居場所作りや支援を目的に認知症の人やその家族、地域住民や専門職等、誰もが気軽に立ち寄ることができる集いの場。
二	認知症サポーター （キャラバンメイト含む）	「認知症サポーター養成講座」受講により、認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守ることのできる応援者で、子どもから高齢者まで誰でもなることができる。また、認知症サポーターを養成する講師として「キャラバン・メイト」の活動がある。
八	ハートフルサポーター （ゲートキーパー）	身近な地域のつながりの中で自殺のサインに気づき、専門機関などへつなぐ役割を担う人材「ゲートキーパー」のことを、栄区では「さかえ・ハートフルサポーター」と呼んでいる。区民誰もが「さかえ・ハートフルサポーター」になることを目指し、研修を行っている。
八	発達障害	発達障害とは、発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の汎用性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

4 委員名簿

平成27年度栄区地域福祉保健推進会議

(50音順・敬称略 ○学識経験者)

委員氏名	選出団体
安藤 宗博	横浜市幼稚園協会栄支部 支部長
石渡 元	栄区中学校校長会 代表
磯崎 保和	栄区連合町内会 会長
上野 和夫	社会福祉法人杜の会 理事長
江口 一彦	栄区医師会 会長
大矢 享	栄歯科医師会 会長
奥代 智子	栄区社会福祉協議会ボランティア・市民活動団体分科会長
北内 末子	栄区薬剤師会 会長
小西 淳一	栄区青少年指導員協議会 会長
篠原 正治	社会福祉法人横浜長寿会上郷苑 施設長 (栄区社会福祉協議会高齢者支援分科会長)
竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 会長
田中 伸一	栄区保健活動推進員会 会長
○豊田 宗裕	聖徳大学社会福祉学科 准教授
長瀬 潔	栄区民生委員児童委員協議会 会長
名里 晴美	社会福祉法人訪問の家 理事長
日浦 美智江	栄区社会福祉協議会 会長

